

うまれてよかったまち ごぼう

第三期

御坊市 子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月

御 坊 市

はじめに



御坊市では、第5次総合計画において「人と自然が調和し、笑顔と活力あふれる御坊」を目指し、すこやかに、笑顔でいきいきと暮らせるまちづくりのため、安心してこどもを産み、育てられる環境の整備を推進しています。

併せて、まち・ひと・しごと創生総合戦略においても「安心して結婚・出産・子育てができる環境づくり」を基本目標に掲げ、結婚から妊娠・出産までの切れ目のない支援を行い、子育て環境を充実させる事業を展開しています。

その一環として「学童保育所（湯川子どもクラブ）」の定員を拡充するなど、全ての子育て家庭が安心して暮らせる環境整備を進めてまいりました。

御坊市の将来を担うこどもの育成及び子育て支援は、本市の最重要施策の一つであり、令和2年3月に「第二期御坊市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」を策定し、子育て支援に関わる様々な施策を推進してまいりました。このたび、同計画が最終年度を迎えることから、これまでの取組を検証するとともに、令和6年2月に実施した子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果を踏まえ、新たに令和7年度から5年間を計画期間とする「第三期御坊市子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～令和11年度）」を策定いたしました。

当初計画からの基本理念である「うまれてよかったまち ごぼう」を継承し、地域社会全体で全ての子育て家庭を支援できるよう、施策を総合的に推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言を賜りました御坊市子ども・子育て会議委員の皆様方をはじめ、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」などにご協力いただきました市民の皆様に、心より厚く御礼申し上げます。

令和7年3月

御坊市長 三 浦 源 吾

<目 次>

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	3
4. 計画策定体制	3

第2章 こども・子育てを取り巻く環境

1. 社会環境の動向	5
2. 子育て支援施策の実施状況	13
3. ニーズアンケート調査からみられる現状	26
4. 子ども・子育て支援事業計画への課題	36

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	39
2. 基本的な視点	39
3. 基本目標	41
4. 施策体系	43

第4章 施策の展開

基本目標1. 子育てに関する基礎的な支援の充実	44
基本目標2. 健やかなこどもの成長と親子の健康づくり	48
基本目標3. こどもの育ちと自立の支援と教育力の向上	53
基本目標4. こどもを育てやすい地域・社会環境づくり	56
基本目標5. 社会的な支援が必要なこどもとその家庭への支援	61

第5章 計画の目標値等（子ども・子育て支援事業の提供体制の確保）

1. 教育・保育提供区域の設定	67
2. 量の見込みの算出	67
3. 教育・保育の量の見込みとその確保策	68
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとその確保策	70

第6章 計画の推進体制

1. 推進体制の強化・充実.....	79
2. 計画の点検・評価.....	80

参考資料

1. 御坊市子ども・子育て会議条例.....	81
2. 御坊市子ども・子育て会議委員名簿.....	82
3. 計画策定経過.....	83

コラム

コラム① 児童福祉法改正経過と「こどもの意見表明」.....	40
コラム② 「ネウボラ」とこども家庭センター「にっこりあ」.....	49
コラム③ こどもを野に放て！AI時代に問われる力.....	54
コラム④ 国における「こども未来戦略」の動向.....	57
コラム⑤ こころの学校健診.....	66

「こども」の表記について

「こども」の表記については、漢字表記、平仮名表記、漢字と平仮名表記などがあります。本計画においては原則、「こども」と平仮名表記を使用します。

ただし、法令等で定められている用語や固有名称、他の語句との関係で平仮名表記以外が望ましい場合は、別とします。

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨

わが国では、出生数の減少や出生率の低迷に伴い確実に少子化が進んでおり、少子化対策に向けてこどもやその家族への支援、子育て環境の整備等の様々な取組を行ってきましたが、今なお人口減少や少子化の進行には歯止めがかかっていません。また、こどもの貧困問題や虐待といった課題が社会問題となっている中、御坊市においても、住民のライフスタイルや価値観の変化等により、こどもや子育て世帯を取り巻く環境は一層多様化しています。さらに、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の流行は、地域とのつながりの希薄化や子育て世帯の孤立、居場所の減少などこどもや子育て世帯を取り巻く環境に大きな影響を与えました。

このような中、国では令和4年にこどもの権利の保障やライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図る「こども基本法」を成立させ、令和5年に「こども家庭庁」の設置や「こども基本法」の施行、「こども大綱」を閣議決定する等、全てのこどもが幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す方向性を示しました。また、令和6年度には「児童福祉法」や「子ども・子育て支援法」が改正され、こどもや子育て家庭を支援するための包括的な施策の拡充や体制強化が進められています。

御坊市においては、令和2年に「第二期御坊市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「前回計画」という。）を策定し、「うまれてよかったまち ごぼう」を基本理念に、あらゆるこどもが健やかに成長できるための子育て支援施策の充実と発展に取り組んできました。

「第三期御坊市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）は、前回計画が令和6年度で計画期間満了となることから、こども・子育て支援に関するこれまでの取組成果や課題を整理し、こどもの貧困問題や虐待問題等への対応を含めつつ令和7年度以降の子育て支援の在り方についての方向性を明確にし、発展させるための計画として策定しました。

■近年のこどもの施策等に関する法律、制度の動向

年月		法律・制度など	内容
令和元年	5月	子ども・子育て支援法改正	・子育て家庭の経済的負担軽減を目的として、幼児教育や保育の無償化、給付制度が創設された。
	6月	子どもの貧困対策の推進に関する法律を一部改正する法律成立	・子どもの権利の尊重・教育機会の保障・保護者の就労支援と所得の増大などについて取り組むことが明記され、市町村において子どもの貧困対策についての計画策定が努力義務化された。
	11月	子供の貧困対策に関する大綱	・子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正を踏まえて、子どもの貧困対策に関する理念、取組方針や重点施策が示された。
令和2年	12月	全世代型社会保障改革の方針策定	・不妊治療、待機児童解消、男性の育児休業取得促進などの少子化対策が示された。
令和3年	4月	子供・若者育成支援推進大綱	・子ども・若者が社会の中で安心できる多くの居場所を持ちながら成長・活躍していけるよう、居場所づくりを含めたこども・若者育成支援を総合的に推進することが示された。
	5月	子どもの権利擁護に関するワーキングチームとりまとめ	・令和元年に設置された子どもの権利擁護に関するワーキングチームにおける議論を踏まえ、社会的養護や子どもの意見表明のあり方について示された。
	12月	こども政策の新たな推進体制に関する基本方針	・一人ひとりのこどもの Well-being*を高め、こどもまんなか社会を目指すために、こども家庭庁の創設が明記された。
令和4年	6月	児童福祉法等の一部を改正する法律成立	・児童虐待やヤングケアラーの増加等、子育てに困難を抱える世帯の顕在化を踏まえ、地域子ども・子育て支援事業の拡充を含めた、子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化について示された（令和6年4月施行）。
		こども基本法成立	・少子化対策、子ども・若者育成支援、子どもの貧困対策の3つの分野に一元的に取り組むことで、子ども・若者の権利保障やライフステージに応じた切れ目ない支援の充実を図ることとされた。
令和5年	4月	こども家庭庁設立	・「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を後押しする司令塔として設立され、内閣府の外局としてこども政策全般を所管する。
	12月	こども大綱閣議決定	・少子化社会対策大綱、子供の貧困対策に関する大綱、子供・若者育成支援推進大綱が一本化され、子どもの福祉や教育、健康、育成環境の整備など、子どもに関する総合的な施策に関する基本方針として示された。
令和6年	6月	子どもの貧困対策推進法の一部を改正する法律成立	・法律名が「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法」となり、現在の貧困解消だけでなく将来の貧困を防ぐことを掲げ、子どもの貧困がその家族の責任としてのみ捉えるべきではないことなどが明記された。
		子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律成立	・こども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を実行するため、関連施策の一層の推進とともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための支援特別会計を創設し、児童手当等に充てる子ども・子育て支援金制度が創設された。

*こどもの健康を、単に身体的・精神的・社会的に病気でないというだけでなく、こどもの発達を総合的に捉え、良い状態にあることを重要視するという考え方

2. 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画で、御坊市が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めたものです。

また、「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法」第10条第2項に定められた市町村こどもの貧困の解消に向けた対策計画や母親とこどもの健康を保護・促進するための総合的な計画である母子保健計画と一体的に策定するとともに児童虐待防止対策に関する施策・内容を盛り込み策定しています。

計画の策定にあたっては、これまで実施してきた各種施策との継続性を保ち、同時に様々な分野の取組を総合的・一体的に進めるために、上位計画である「第5次御坊市総合計画」や関連計画である「御坊市地域福祉推進計画」等との整合性を図りました。

3. 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、計画期間中であっても、人口や社会環境等の変化により見直しの必要性が生じた場合、適宜、計画の見直しを行っていくものとします。

〔年度〕								
令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)
第二期計画 (令和2～6年度)						策定	次期計画 (令和12年度～)	
	策定	第三期子ども・子育て支援事業計画 (令和7～11年度)						

4. 計画策定体制

(1)「子ども・子育て会議」の設置

本計画へは子育て当事者等の意見を反映するとともに、御坊市におけるこども・子育て支援施策をこども・子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、こどもの保護者、学識経験者、こども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「御坊市子ども・子育て会議」において計画の内容等について審議し、計画に反映させました。

(2) ニーズアンケート調査の実施

こども・子育て支援に関するサービスの利用実態等を調査し、その量的及び質的なニーズを把握するため、御坊市内に居住する就学前児童及び小学生のいる世帯を対象に、ニーズアンケート調査を行いました。

○ 調査対象

市内在住の「未就学児」をお持ちの世帯・保護者（就学前児童調査）628人

市内在住の「小学生」をお持ちの世帯・保護者（小学生調査）733人

○ 調査期間

令和6年2月1日～29日

○ 調査方法

市内の幼稚園・保育所・小学校の協力を得て配布・回収を行うとともに、一部（就学前児童：195人）郵送による配布・回収

○ 回収結果

	配布数	有効回収数	有効回収率
未就学児	628	435	69.3%
小学生	733	562	76.7%

(3) パブリックコメントの実施

市民の皆様からご意見をいただくため、令和7年1月8日（水）～1月22日（水）までの15日間、御坊市役所社会福祉課の受付窓口、御坊市ホームページにて計画の素案を開示しました。

第2章 こども・子育てを取り巻く環境

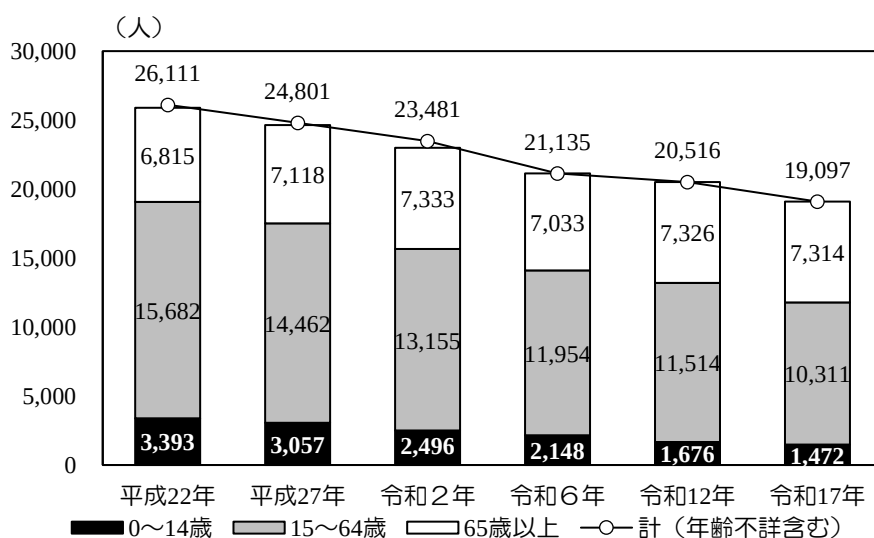
1. 社会環境の動向

(1) 人口動向

①総人口及び年齢3区分別の推移

御坊市（以下：「本市」という。）の総人口の推移をみると、減少傾向にあり令和6年9月末時点で21,135人です。この10年弱で約3,700人減少しています。近年の状況を年齢3区分でみると、14歳以下の層が1割強に減少、65歳以上の層が3割強へ増加と、少子高齢化がうかがえます。

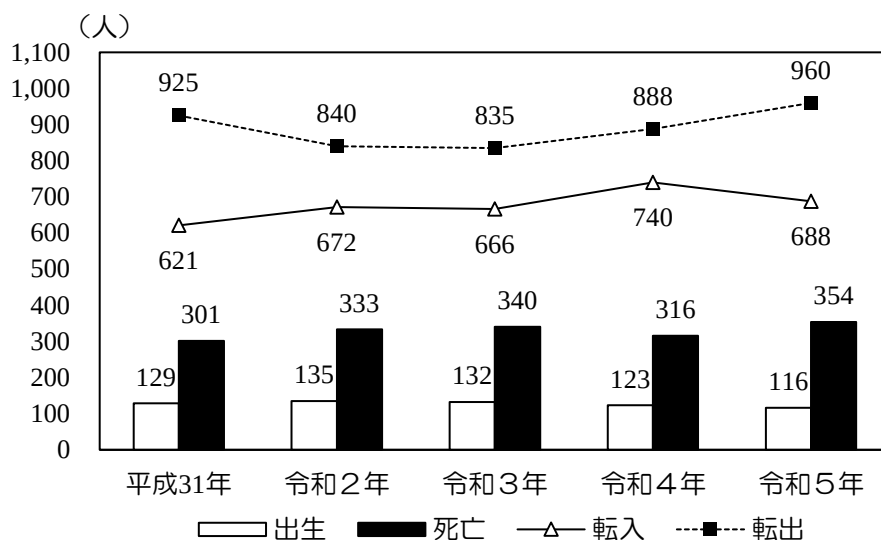
また、国立社会保障・人口問題研究所による長期推計（令和5年推計）においてもこの傾向がうかがえ、令和17年時点で総人口が19,097人、65歳上の層が約4割となっています。



資料：国勢調査（平成22年～令和2年）、住民基本台帳（令和6年）、国立社会保障・人口問題研究所（令和12年～17年）

②人口動態の推移

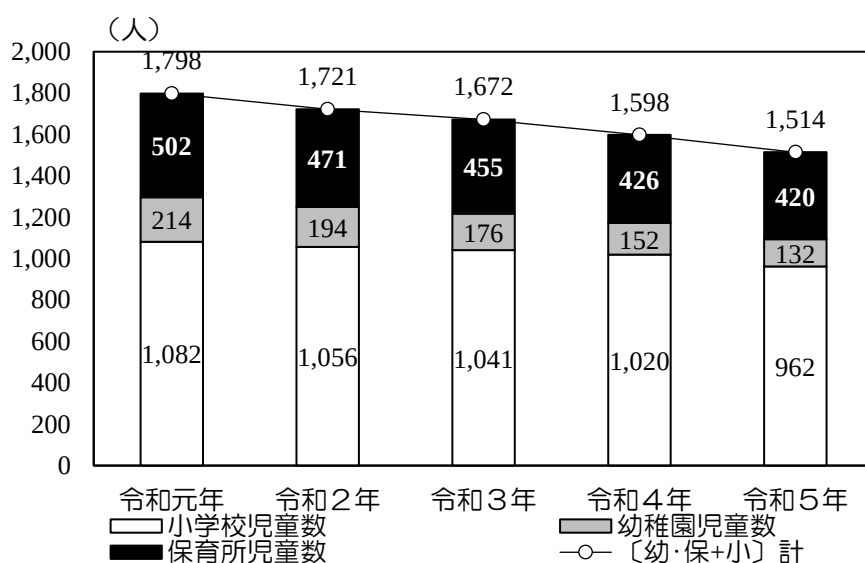
近年、本市の自然動態に関しては、死亡数が出生数を上回る自然減となっています。社会動態に関しても、増減幅が縮小傾向にあるものの転出者が転入者を上回る社会減となっています。また、令和5年にはこの増減幅が拡大しています。このことは、人口減少が進行している本市の状況を表しています。



資料：人口動態調査（各年1月1日時点）

③児童人口の推移

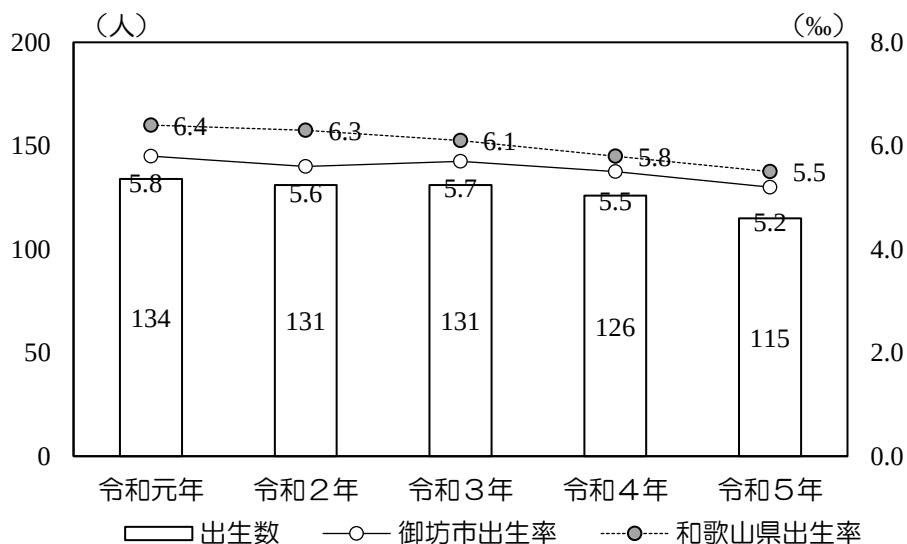
本市の児童人口（市内幼稚園、保育所、小学校の在籍児童数）は減少傾向にあり、令和5年時点で1,514人となっています。「幼稚園」「保育所」「小学校」の区分でも、ともに減少しており、ここでも少子状況がみられます。



資料：御坊市統計書（各年5月1日時点）

④出生数及び出生率の推移

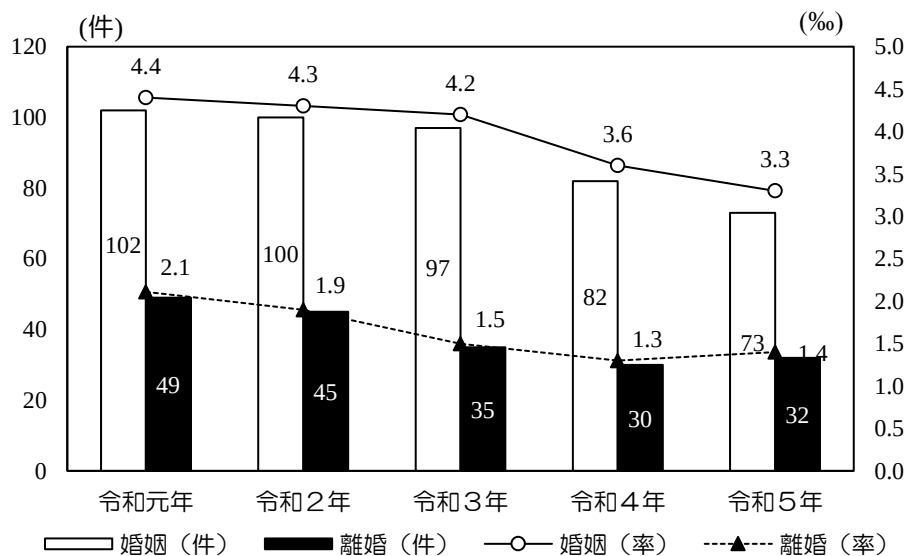
本市の出生数及び出生率（対千人）は減少傾向にあります。また、和歌山県よりも低い水準で推移しています。



資料：人口動態調査

⑤婚姻・離婚件数及び婚姻・離婚率の推移

本市の婚姻・離婚件数及び婚姻・離婚率（対千人）は、婚姻は年間100件弱、離婚は年間50件弱で推移していましたが、令和3年以降は件数・率とも減少傾向にあります。

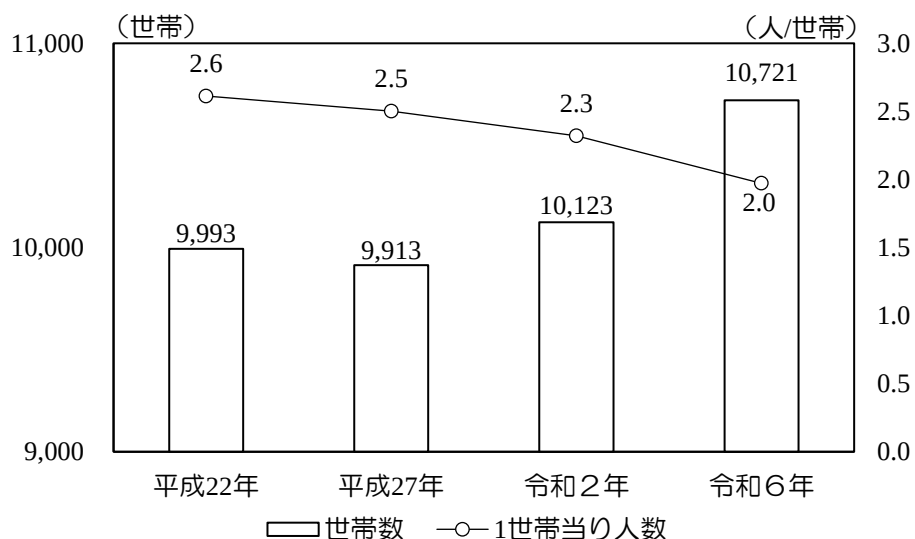


資料：人口動態調査

(2) 世帯動向

① 世帯数と一世帯当り人員の推移

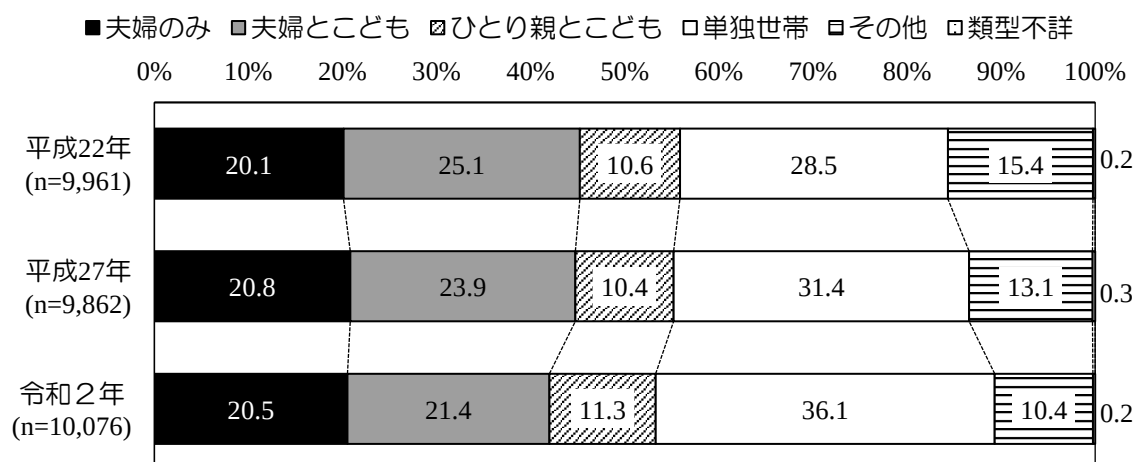
本市の世帯数は増加傾向にあり、令和6年9月末時点で 10,721 世帯となっています。一方、一世帯当たりの世帯人数は減少傾向にあり、同時期に 2.0 人と核家族化の進展がうかがえます。



資料：国勢調査（平成22年～令和2年）、住民基本台帳（令和6年）

② 家族類型別一般世帯割合の推移

一般世帯数（寮・寄宿舍、病院・診療所、社会福祉施設等への施設在住世帯を除く世帯数）は、人口が減少傾向にあるにもかかわらず、増加しています。特に単独世帯の増加が顕著な結果であり、上記の状況を裏付けています（※nは一般世帯数を示す）。



資料：国勢調査

③こどもがいる世帯数の推移

こどもがいる一般世帯数（6 歳未満、12 歳未満、15 歳未満、18 歳未満のこどもが居る世帯）の推移をみると、一般世帯数が増加しているのに対し、こどもがいる世帯は減少傾向にあります（※下段の％は、一般世帯数に占める割合）。

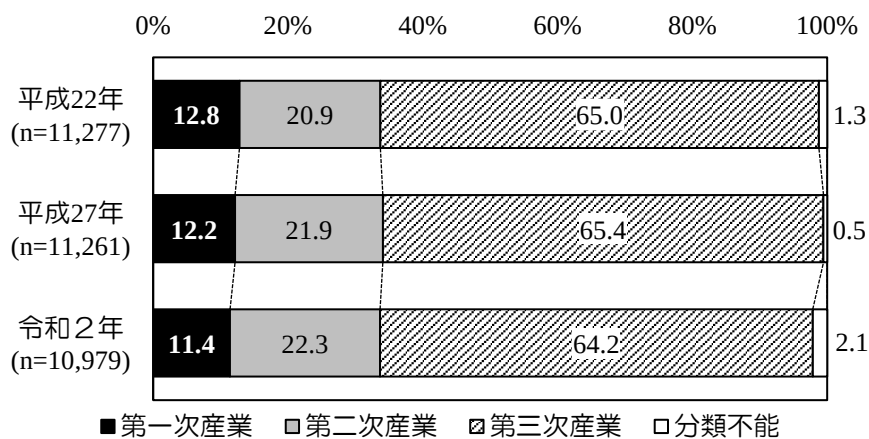
	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
一般世帯数	9,961	9,862	10,076
内 6 歳未満世帯員のいる一般世帯数	878 (8.8%)	862 (8.7%)	656 (6.5%)
内 12 歳未満世帯員のいる一般世帯数	1,629 (16.4%)	1,436 (14.6%)	1,202 (11.9%)
内 15 歳未満世帯員のいる一般世帯数	1,986 (19.9%)	1,817 (18.4%)	1,486 (14.7%)
内 18 歳未満世帯員のいる一般世帯数	2,380 (23.9%)	2,186 (22.2%)	1,803 (17.9%)

資料：国勢調査

（３）就業状況

①産業別就業者数及び割合の推移

本市の就業者数は、生産年齢人口（15～64 歳）の減少に伴い減少を続けています。また、産業別従事者比率をみると、第一次産業が 1 割強、第二次産業が 2 割強、第三次産業が 6 割強で推移しています（※nは就業者数を示す）。



第一次産業：農業、林業、漁業等

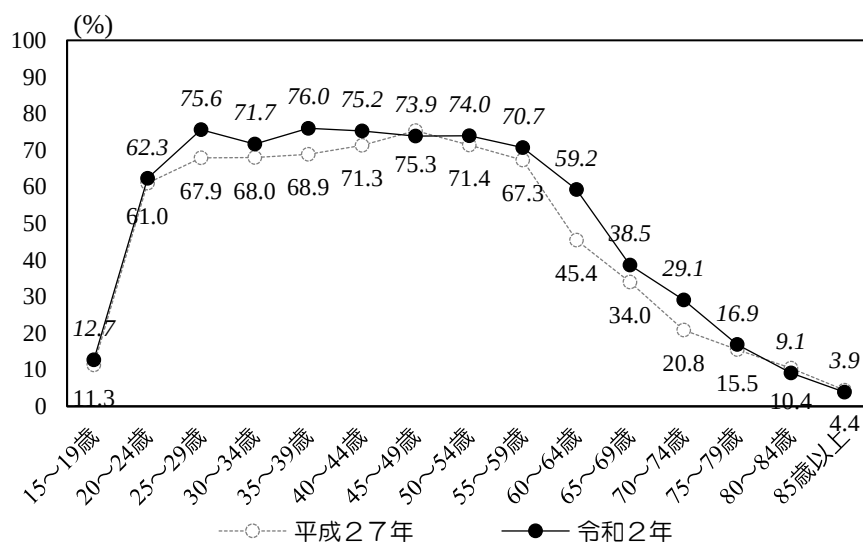
第二次産業：工業、建設業、鉱業等

第三次産業：商業、金融業、運輸業、情報通信業、サービス業等

資料：国勢調査

②女性の年齢階層別就業率

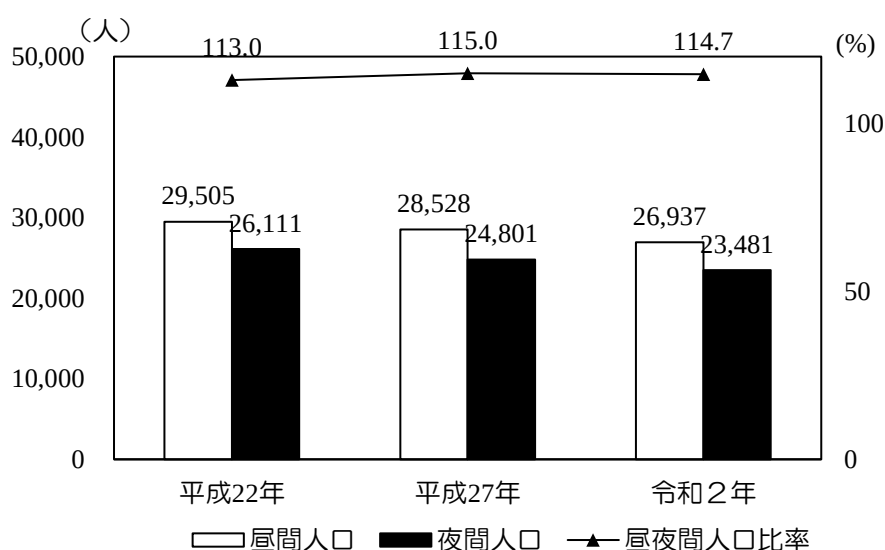
本市における女性の年齢階層別就業率（令和2年）は、就業意識等の高まりを受け、多くの年齢層で平成27年を上回っています。就業率のグラフは緩やかな台形型を描き、M字カーブは緩やかになっていますが、子育て世代の中心層と考えられる「30～34歳」の就業率は、前後の年齢層より落ち込んでいます。



資料：国勢調査

③昼夜間人口比率

本市の昼間人口と夜間人口を比較すると、昼間人口が夜間人口を上回っています。これは就労・就学などで昼間に近隣市町から本市に来る人が多くいるためです。昼間人口・夜間人口とも減少傾向にあります。昼夜間人口率は、ほぼ横這い状態にあります。

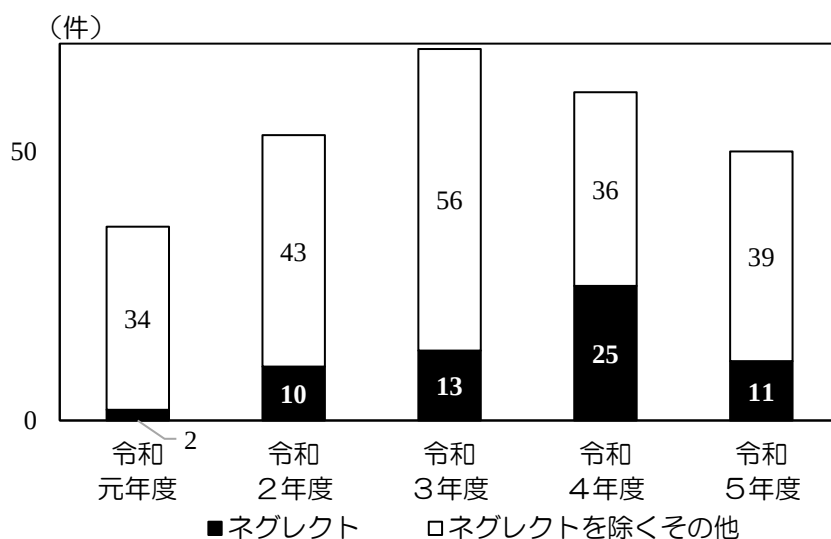


資料：国勢調査

（４）児童虐待や貧困等

①児童相談件数の推移

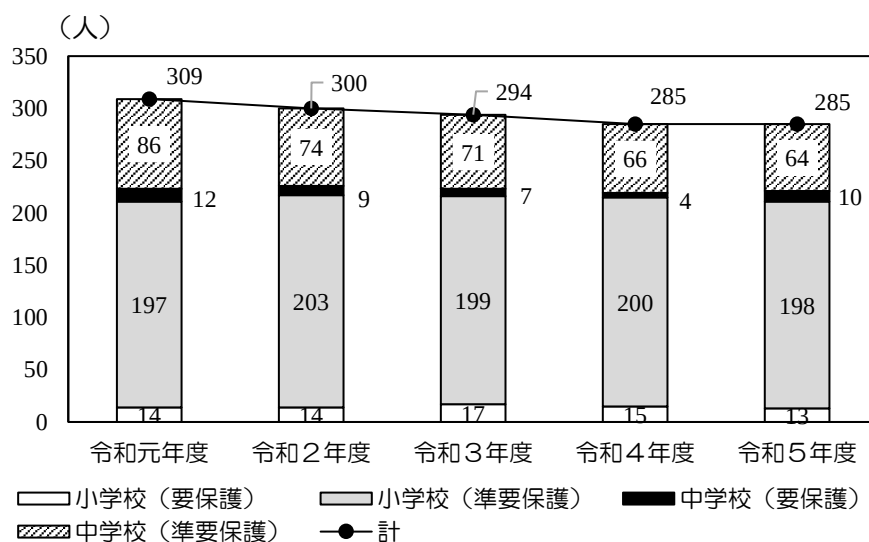
本市の児童相談件数は、年々増加傾向にあり令和５年度で５０件となっています。また、令和３年度には６９件と近年では最も多くなっています。



資料：社会福祉課

②就学援助認定者の推移

本市の就学援助認定者数（要保護者数・準要保護者数）は、小学校、中学校とも減少傾向にありますが、近年は横這い状況にあります。



資料：教育総務課

③こどもの相対的貧困率の状況

令和5年実施の「和歌山県子供の生活実態調査」によると、概ね和歌山市、紀北、紀中、紀南の順で所得段階Ⅰが多く、所得段階Ⅲ（相対的貧困層）が少なくなっており、全体的な所得水準に北高南低の傾向があることがうかがえます。

本市が属する紀中地域は、所得段階Ⅲの割合が小学5年生、中学2年生とも1割を超え、他地域より高くなっています。

■地域別にみた所得段階（小学5年生）

	全体	所得段階Ⅰ (245万以上)		所得段階Ⅱ (123～245万未満)		所得段階Ⅲ (123万未満)	
		件数	%	件数	%	件数	%
和歌山市	2,095	1,034	49.4	675	32.2	182	8.7
紀北	1,125	521	46.3	404	35.9	100	8.9
紀中	721	294	40.8	286	39.7	75	10.4
紀南	775	276	35.6	313	40.4	100	12.9
合計	4,824	2,163	44.8	1,723	35.7	470	9.7

■地域別にみた所得段階（中学2年生）

	全体	所得段階Ⅰ (245万以上)		所得段階Ⅱ (123～245万未満)		所得段階Ⅲ (123万未満)	
		件数	%	件数	%	件数	%
和歌山市	1,677	869	51.8	482	28.7	148	8.8
紀北	1,095	519	47.4	363	33.2	102	9.3
紀中	717	300	41.8	253	35.3	89	12.4
紀南	742	266	35.8	329	44.3	69	9.3
合計	4,453	2,082	46.8	1,480	33.2	427	9.6

※紀北：海南市、橋本市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町

※紀中：有田市、御坊市、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町

※紀南：田辺市、新宮市、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町

資料：和歌山県子供の生活実態調査（令和5年）

2. 子育て支援施策の実施状況

(1) 子育て支援サービスの現状

前回計画の計画期間における本市での教育・保育サービスの推移や子育て支援事業の実施状況等を整理しました。

① 通常の教育・保育事業

本市の未就学（幼稚園・保育所在籍）児童数の推移は、次のとおりです。幼稚園・保育所とも減少傾向で推移しています。特に幼稚園の減少が顕著であり、令和6年（2024年）に私立幼稚園の一園が「認定こども園」に移行し、公立のみとなっています。さらに、残りの公立幼稚園の内一園も令和6年度で閉園予定となっています。

保育所も同様に減少の一途を辿っています。また、「0歳児」の年度中途での入所の待機児童解消が課題となっています。

【幼稚園児童数の推移】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定員（人）	310	310	310	215
在籍数（人）	194	176	152	132
施設数（園）	6	6	6	5
公立	4	4	4	4
私立	2	2	2	1

【保育所児童数の推移】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定員（人）	590	510	510	480
在籍数（人）	471	455	426	420
施設数（園）	6	6	6	6
公立	3	3	3	3
私立	3	3	3	3

資料：教育総務課（各年度5月1日時点）、社会福祉課（各年度5月1日時点）

② 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で保育を実施する事業です。利用は、11 時間を基本とする「保育標準時間」と 8 時間を基本とする「保育短時間」を設定しています。

主に私立園での利用が中心ですが、公立園での利用増加を踏まえて対象児童保護者の勤務状況と保育ニーズを的確に把握しつつ、延長時間の検討を行う必要があります。

【延長保育事業の実施状況】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数（人日／年）	1,527	1,627	1,254	1,535
施設数（園）	6	6	6	6

資料：社会福祉課

③ 放課後児童健全育成事業（学童保育）

保護者が就労等により昼間家庭にいない就学児童（小学生）に対し、授業終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

現状、市内全地域で実施されていません（5／6 小学校区で実施）が、利用ニーズには対応できています。すべての地域で実施するには、予算、実施箇所の確保が課題です。

【放課後児童健全育成事業の実施状況】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数（人／年）	177	191	206	212
低学年（1～3 年生）	157	160	172	179
高学年（4～6 年生）	20	31	34	33
実施施設数（ヶ所）	6	6	7	7
低学年（1～3 年生）	6	6	7	7
高学年（4～6 年生）	5	5	5	6

注）御坊地区では 3 ヶ所開設、令和 4 年度以降の利用者数・箇所数は民間実施含む
高学年は民間開設を除き 4 年生までであり、5、6 年生は未実施

資料：社会福祉課（各年度 4 月 1 日時点）

④ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期入所生活援助（ショートステイ）事業は、保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行える施設において養育・保護を行う事業です。

市内に施設が無いこともあり利用実績が少数ですが、緊急時に利用できるセーフティネットとして近隣の施設立地市町と協議のうえ、一定数を確保しています。

【子育て短期支援事業の実施状況】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数（人日／年）	20	3	12	12
契約施設数（ヶ所）	4	4	4	4

資料：社会福祉課

⑤ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

一定数の利用がありますが、支援センターの拠点機能を高め、子育て支援を行うとともに各機関とのネットワークづくりと支援センターのPRによる認知の向上が課題です。

【地域子育て支援拠点事業の実施状況】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数（人回／年）※ ※保護者の人数含む、下段（ ）は組数	2,171 (1,127)	2,337 (1,147)	1,985 (1,032)	2,414 (1,174)
施設型	1,337	1,370	961	1,125
出張型	773	874	964	1,203
その他	61	93	60	86
実施施設数（ヶ所）	1	1	1	1

資料：社会福祉課

⑥ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

「幼稚園型」は、長期休暇を中心としているため一定規模の利用者がみられます。一方、「幼稚園型以外」は、平日利用が基本で利用定員があるため、大きな利用は望めませんが、利用状況には若干の余裕があるのでニーズ把握と保護者への周知啓発が必要です。

【一時預かり事業（幼稚園型）の実施状況】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人日／年）	5,480	5,265	5,024	5,126
実施施設数（ヶ所）	6	6	6	5

【一時預かり事業（幼稚園型以外）の実施状況】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人日／年）	84	181	209	166
実施施設数（ヶ所）	1	1	1	1

資料：教育総務課、社会福祉課

⑦ 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

利用者数の増加に伴い費用の増加も推察されることから費用対効果の検討やニーズが集中する繁忙期に利用できない人への対応が今後の課題です。

【病児・病後児保育事業の実施状況】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人日／年）	231	399	477	815
市内利用	83	75	220	359
広域利用	148	324	257	456
実施施設数（ヶ所）	1	1	1	1

資料：社会福祉課

⑧ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です（地域における有料の預かりサービス）。

今後は、提供会員の確保と報酬のあり方が課題です。

【子育て援助活動支援事業の実施状況】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人日／年）	942	984	803	483
未就学	752	543	201	90
小学校（低学年）	159	77	231	244
小学校（高学年）	31	364	371	149
実施施設数（ヶ所）	1	1	1	1

資料：社会福祉課

⑨ 妊婦健診事業

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握・検査計測・保健指導の実施とともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。御坊市では、健康診査を受けた費用を限度額内で公費負担します。

妊娠届出が遅い妊婦がいるので今後も周知啓発が必要です。

【妊婦健康診査事業の実施状況】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊娠届出数（件／年）	151	132	124	112
健診回数	14	14	14	14

資料：健康福祉課

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4ヵ月までの乳児家庭に保健師・助産師・健康推進員が家庭訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。社会的な支援を必要としている子育て家庭の孤立化を防ぐ狙いがあります。今後も訪問率100%を維持すべく早期訪問・相談支援に努めていきます。

【乳児家庭全戸訪問事業の実施状況】

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
対象件数（件／年）	133	133	129	117
実施件数（件／年）	133	133	129	117
訪問率（％）	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：健康福祉課

⑪ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師・助産師・看護師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより育児、養育能力を向上させる支援を行う事業です。

具体的な支援内容としては、産後の育児支援や簡単な家事の援助、未熟児等に対する育児支援・栄養指導、養育者の身体的・精神的不調に対する相談・指導、若年の養育者に対する育児相談・指導、児童が児童養護施設等を退所後にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談・支援等があります（※令和4年度中途からほぼ同様の支援を行う「子ども家庭総合支援拠点事業」へ移行）。

【養育支援訪問事業の実施状況】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象件数（世帯／年）	5	6	1(3)	0(4)

※令和4年度中途から「子ども家庭総合支援拠点事業」に移行している。（ ）内が該当

資料：社会福祉課

⑫ 利用者支援事業

こども及びその保護者等、又は妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

本事業には、利用者支援のみを実施する「特定型」と利用者支援に加え関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりなどの地域連携を行う「基本型」、さらに保健師などの専門職が利用者支援と地域連携を行う「母子保健型」の事業類型があります。

本市では、「母子保健型」で利用者ニーズに対応し、年間約2,500件程度の相談実績を有しています（※令和6年度より児童福祉の機能も有する「こども家庭センター型」へ移行）。

【利用者支援事業の実施状況】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談実績（件数）	2,516	2,382	2,447	2,562
実施施設数（ヶ所）	1	1	1	1

資料：健康福祉課

⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

本事業の実績については、計画期間内に１件あった程度で実績が少ない状況です。

⑭ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

これまで相談実績はないものの、教育・保育に対するニーズを注視しながら、必要に応じて新規の事業者の参入についての支援を行う体制を維持しています。

(2) 子ども・子育て支援事業計画の自己評価

前回計画である「第二期御坊市子ども・子育て支援事業計画」の取組を目標別に進捗状況を整理し、各事業を分掌する担当課で下記ランクを基準に評価しました。

A：予定以上に事業が順調に進んでいる B：予定どおり事業が進んでいる
C：予定よりは事業が進展していない D：未実施

■事業進捗状況 ※事業数は、重複事業も含む延べ数

【基本目標】	進捗別事業数				事業数 合計
	A	B	C	D	
【基本目標1】 子育ての新たな支えあいと連携	0 (0.0%)	21 (91.3%)	0 (0.0%)	2 (8.7%)	23 (100.0%)
【基本目標2】 健やかな子どもの成長と親子の健康づくり	0 (0.0%)	18 (90.0%)	2 (10.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)
【基本目標3】 のびのびと活動できる子どもの育ちと自立の支援	0 (0.0%)	3 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (100.0%)
【基本目標4】 子どもと子育て家庭にやさしい環境づくり	0 (0.0%)	14 (82.4%)	2 (11.8%)	1 (5.9%)	17 (100.0%)
【基本目標5】 社会的な支援が必要な子どもとその家庭への支援	0 (0.0%)	18 (94.7%)	0 (0.0%)	1 (5.3%)	19 (100.0%)
総計	0 (0.0%)	74 (90.2%)	4 (4.9%)	4 (4.9%)	82 (100.0%)

主担当課で自己評価を行ったところ、「A. 予定以上に事業が順調に進んでいる」「B. 予定どおり事業が進んでいる」が全体の90.2%と高い進捗状況にあります。一方で、ニーズや対応施設がない、他事業で対応できている等の理由により未実施の事業が幾つか存在します。

基本目標1 「子育ての新たな支えあいと連携」の評価

保護者自身が楽しみや喜びが感じられる子育てへの支援として子育てに関わるすべての人に対して、必要なサービスが必要なときに受けられるよう、地域における様々な子育て支援サービスの充実に努めてきました。また、子育て家庭と地域社会を結ぶネットワークづくりや子育て支援情報の充実に重点を置き、不安や悩みにも的確に対応できるよう、地域における子育て支援の充実を図ってきました。

目標全体では23事業のうち、進捗度「A（予定以上に事業が順調に進んでいる）」「B（予定どおり事業が進んでいる）」は91.3%（21事業/23事業）であり、高い進捗状況となっています。また、進捗度「D（未実施）」は8.7%（2事業/23事業）となっています。

主な取組として、子育て家庭の状況等を踏まえ、求められるサービスを提供できる就学前の教育・保育事業の充実を図ってきました。

また、保護者の緊急時におけるこどもの預かりをはじめ、多様な保育ニーズへの対応として、利用実績は低いものの「一時預かり事業」「病児・病後児保育事業」「ショートステイ事業」等の事業を展開してきました。

さらに、こどもの成長において、学校・家庭・地域の果たす役割は非常に重要なものとなっています。そういった中、「学校・家庭・地域の連携強化」のもとに、子育て支援を通じた地域のつながりを再構築する役割を果たす「ファミリー・サポート・センター」等の地域の育児力向上につながる施策を行ってきました。

上記の取組を進めて行く中、子育ての悩みを相談できるような体制づくりや子育てに関する情報提供の充実等も同時に進めてきました。

事業推進上の課題としては、専門性を有する人材の確保や関係団体（機関）・近隣市町との連携を課題として捉えています。

■事業進捗状況（基本目標「子育ての新たな支えあいと連携」）

【施策の方向】	進捗別事業数				事業数 合計
	A	B	C	D	
(1) 就学前の教育・保育の充実	0	8	0	1	9
	(0.0%)	(88.9%)	(0.0%)	(11.1%)	(100.0%)
(2) 多様な保育ニーズへの対応	0	4	0	1	5
	(0.0%)	(80.0%)	(0.0%)	(20.0%)	(100.0%)
(3) 地域に根づいた子育て支援の展開	0	5	0	0	9
	(0.0%)	(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(100.0%)
(4) 子育てに関する相談・支援機能・ 情報提供の充実	0	4	0	0	9
	(0.0%)	(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(100.0%)
計	0	21	0	2	23
	(0.0%)	(91.3%)	(0.0%)	(8.7%)	(100.0%)

基本目標2 「健やかな子どもの成長と親子の健康づくり」の評価

妊娠・出産にはじまり、育児の各段階におけるこどもとその親の心身の健康を維持・増進していくために、食育及び規則正しい生活習慣の教育、乳幼児健診、各種育児相談、思春期における保健教育、親子の健康を支える医療の充実（特に小児医療の充実）など、保健、医療、福祉、教育の各分野の連携により、親とこどもの健康確保と増進を図ってきました。

目標全体では20事業のうち、進捗度「A（予定以上に事業が順調に進んでいる）」「B（予定通り事業が進んでいる）」は90.0%（18事業/20事業）であり、高い進捗状況となっています。

主な取組として、「利用者支援事業」「妊婦健診事業」等を通じて、安心して妊娠・出産ができ、母子ともに健やかに成長していくための地域の医療環境の充実を図ってきました。

また、身体や抵抗力が未発達なこどもにとって、必要な時に適切な相談や支援が受けられるよう「乳児家庭全戸訪問事業」「乳幼児健診事業」等を通じて、適切な支援を推進してきました。

さらに、思春期時に様々な問題が生じやすいこどもたちが悩みごとを気軽に相談できるように保健師による「思春期体験学習」や「スクールカウンセラー」の派遣を行ってきました。

事業推進上の課題としては、費用負担の検討や情報連携、ニーズ把握のあり方、専門性を有する人材の確保、関係団体（機関）との連携等を課題として捉えています。

■事業進捗状況（基本目標「健やかな子どもの成長と親子の健康づくり」）

【施策の方向】	進捗別事業数				事業数 合計
	A	B	C	D	
(1) 安心して迎える妊娠・出産	0	5	0	0	5
	(0.0%)	(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(100.0%)
(2) 子どもの健やかな発育への支援	0	9	1	0	10
	(0.0%)	(90.0%)	(10.0%)	(0.0%)	(100.0%)
(3) 思春期の子どもの心身の成長支援	0	4	1	0	5
	(0.0%)	(80.0%)	(20.0%)	(0.0%)	(100.0%)
計	0	18	2	0	20
	(0.0%)	(90.0%)	(10.0%)	(0.0%)	(100.0%)

基本目標3 「のびのびと活動できる子どもの育ちと自立の支援」の評価

こどもたち一人ひとりの個性を伸ばしながら、豊かな人間性と自立心を形成できるようこどもの年代に応じた教育環境（幼稚園・保育所・小学校・中学校等）の質の向上を図るとともに、こどもたちが、様々な学習の機会や人々との交流を通して、子育ての意義や大切さ、他人への思いやりや自然への愛情を育み、次代を担う社会の一員として成長できるよう、家庭、学校、地域における教育環境の更なる整備・充実に努めてきました。

目標全体では3事業のうち、進捗度「A（予定以上に事業が順調に進んでいる）」「B（予定どおり事業が進んでいる）」は100.0%（3事業/3事業）であり、高い進捗状況となっています。

主な取組として、こどもが安心して安全に遊べる場を確保するため「学童保育」の充実・展開等を図ってきました。

また、こどもが成長していくなかで得られる体験は非常に重要なものと考えられることから、様々な活動を体験でき、豊かな心を育むことができる「体験活動」等を提供してきました。

事業推進上の課題としては、障害児への未対応や限られた予算内でのこどものニーズを踏まえた活動内容の実施を課題として捉えています。

■事業進捗状況（基本目標「のびのびと活動できる子どもの育ちと自立の支援」）

【施策の方向】	進捗別事業数				事業数 合計
	A	B	C	D	
(1) 子どもの居場所の確保と充実	0	2	0	0	2
	(0.0%)	(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(100.0%)
(2) 地域活動等を通じた学びと自立心の育成	0	1	0	0	1
	(0.0%)	(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(100.0%)
計	0	3	0	0	3
	(0.0%)	(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(100.0%)

基本目標4 「子どもと子育て家庭にやさしい環境づくり」の評価

少子化の背景として将来に対する経済的不安があり、不確定要素の多い中で子どもを育てるといった不安を解消するため、子育てに対する経済的不安を軽減する必要があります。その中で、あらゆる子育て家庭において、仕事と生活のバランスが取れた多様な働き方を選択できるよう仕事と子育ての両立を支援するため子育て支援サービスの充実に努めるとともに、国・県や市内事業所等と連携しつつ、事業主における行動計画の策定促進及び働く人々の権利である育児休業制度等の関連情報の提供による意識啓発等に努めてきました。

また、交通安全（道路環境）や治安の向上を図るとともに、子育て家庭が安心して街中に出かけることができるように街・施設のバリアフリー化推進や利用者が拡大している SNS 利用から生じている犯罪から子どもを守るために、インターネット利用等に対する啓発等に努めてきました。

目標全体では 17 事業のうち、進捗度「A（予定以上に事業が順調に進んでいる）」「B（予定通り事業が進んでいる）」は 82.4%（14 事業/17 事業）であり、高い進捗状況となっています。また、進捗度「D（未実施）」は 5.9%（1 事業/17 事業）となっています。

主な取組として、子育てに対する経済的不安を軽減する各種の経済的支援（手当の支給、給付金、医療費助成等）を行ってきました。

また、こどもは、次世代につながる地域の大事な「宝」であり、活力の源であるため、地域住民や関係者が参加してともに考える機会の創設、こどもを育てることを地域全体で応援するため「男女共同参画推進事業」等を推進してきました。

さらに、こどもやその保護者が安心してまちを歩けるように、「子どもたちの安全を確保するための見守り事業」等により交通安全教育を推進し、近年多発しているインターネットや SNS 上でのトラブルについてこども自身が適切な対応ができるように有害な情報の危険性に関する知識の普及や啓発を行ってきました。

事業推進上の課題としては、関係団体（機関）との連携、事業の実施方法の見直し等を課題として捉えています。

■事業進捗状況（基本目標「子どもと子育て家庭にやさしい環境づくり」）

【施策の方向】	進捗別事業数				事業数 合計
	A	B	C	D	
(1) 子育てに対する経済的支援	0	8	2	0	10
	(0.0%)	(80.0%)	(20.0%)	(0.0%)	(100.0%)
(2) 子どもと子育て家庭を理解する地域づくり	0	2	0	1	3
	(0.0%)	(66.7%)	(0.0%)	(33.3%)	(100.0%)
(3) 子どもたちの安全確保	0	4	0	0	4
	(0.0%)	(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(100.0%)
計	0	14	2	1	17
	(0.0%)	(82.4%)	(11.8%)	(5.9%)	(100.0%)

基本目標5 「社会的な支援が必要な子どもとその家庭への支援」の評価

ひとり親や障害を持つ児童のいる家庭、虐待を受けた児童など、きめ細やかな対応が必要な家庭や児童に対応できる体制づくり、特に、虐待の未然防止・早期発見・早期解決を図るため、福祉、教育、保健、医療、警察、消防等で形成される児童虐待防止ネットワークの強化を図り、要保護児童の発生予防や早期発見、その後の保護・支援対策等の啓発などを通じた児童虐待防止に努めてきました。また、きめ細やかな支援が必要な子どもと保護者が安心して生活できるよう、ひとり親家庭、経済的に困窮している貧困家庭等に対する生活支援や障害児に対する福祉サービス等の取組の充実を図ってきました。

目標全体では19事業のうち、進捗度「A（予定以上に事業が順調に進んでいる）」「B（予定どおり事業が進んでいる）」は94.7%（18事業/19事業）であり、高い進捗状況となっています。また、進捗度「D（未実施）」は5.3%（1事業/19事業）となっています。

主な取組として、虐待を受けた児童等に対応できる体制づくりとして「要保護児童対策地域協議会」の充実を図ってきました。また、年々増加するひとり親家庭に対して、経済面、就労面、生活面など様々な困難を克服し、自立を促すために就労支援、子育て・生活支援、養育費確保など総合的な支援策への展開に努めてきました。

さらに、障害のある子どもの育ち・自立支援を推進していくために、福祉や療育環境の整備等とはもとより、特別支援教育に繋げる統合保育や発達相談の施策に力をいれつつ、子どもとその保護者が安心して生活できる環境づくりを行ってきました。

年々増加している不登校・引きこもり等の問題を抱えた家庭や児童に対しては、福祉、教育、保健、医療、警察等の関係機関と連携しつつ、子どもの将来を見据えながら解決への取組に努めてきました。

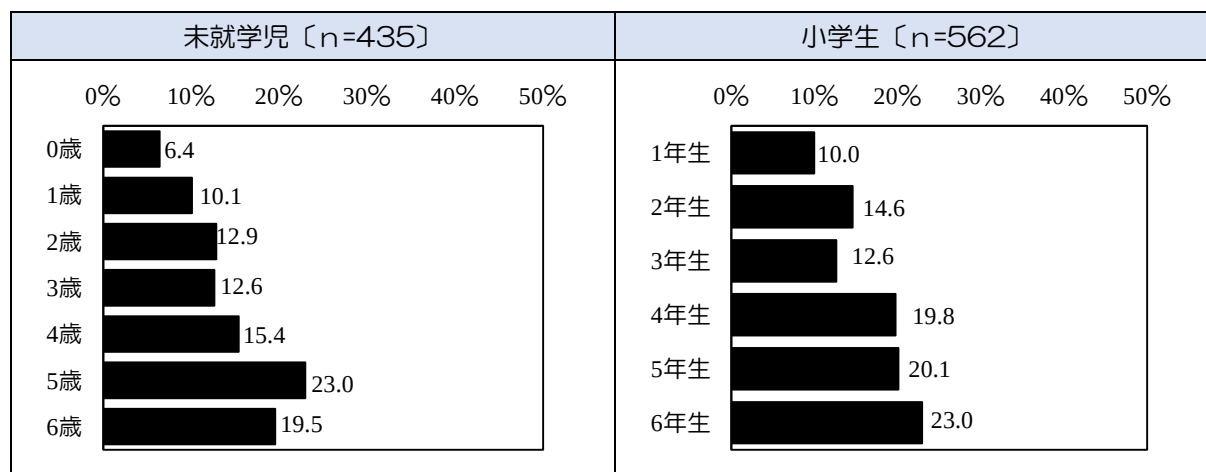
事業推進上の課題としては、制度の周知を徹底するとともに素早い支援体制の構築化、支援のあり方、関係団体（機関）との連携、専門性を有する人材の確保等です。

■事業進捗状況（基本目標「社会的な支援が必要な子どもとその家庭への支援」）

【施策の方向】	進捗別事業数				事業数 合計
	A	B	C	D	
(1) 児童虐待防止対策の充実	0	1	0	0	1
	(0.0%)	(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(100.0%)
(2) ひとり親家庭等に対する支援	0	6	0	0	6
	(0.0%)	(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(100.0%)
(3) 障害のある子どもの自立支援	0	5	0	1	6
	(0.0%)	(83.3%)	(0.0%)	(16.7%)	(100.0%)
(4) 関わりが必要な子どもと家庭への支援	0	6	0	0	6
	(0.0%)	(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(100.0%)
計	0	18	0	1	19
	(0.0%)	(94.7%)	(0.0%)	(5.3%)	(100.0%)

3. ニーズアンケート調査からみられる現状

令和6年2月に実施した「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」における児童年齢・学年分布は、下記のとおりでした（※nは該当集計対象者総数を示す）。

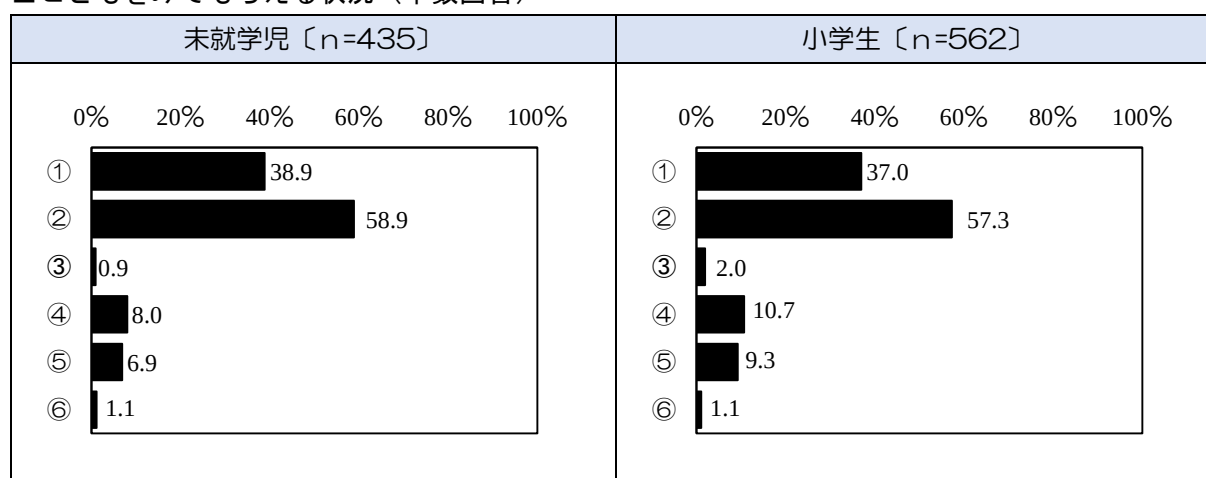


（１）こどもをみてもらえる親族・知人

こどもをみてもらえる状況は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も高く（「未就学児」：58.9%、「小学生」：57.3%）、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」となっており（「未就学児」：38.9%、「小学生」：37.0%）、比較的恵まれた状況にあるといえます。

一方、「いずれもない」と回答している層が1割弱（「未就学児」：6.9%、「小学生」：9.3%）存在しています。

■こどもをみてもらえる状況（単数回答）



①日常的に祖父母等の親族にみてもらえる

②緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる

③日常的にこどもをみてもらえる友人・知人がいる

④緊急時もしくは用事の際にはこどもをみてもらえる友人・知人がいる

⑤いずれもない

⑥不明・無回答

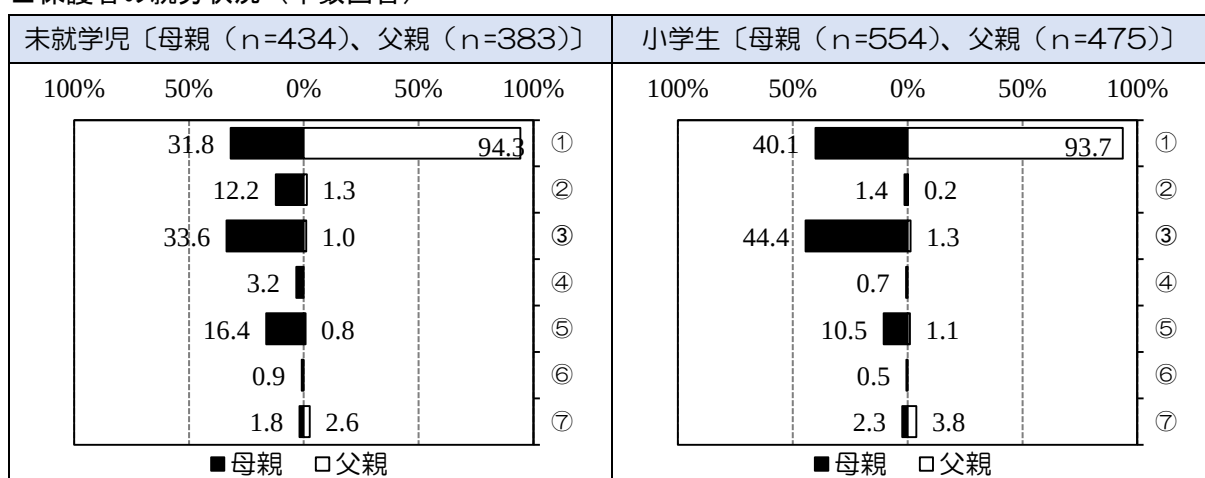
(2) 保護者の就労状況

保護者の就労状況をみると、父親では「フルタイムで就労（産休・育休・介護休業中ではない）」が9割以上を占めています（「未就学児」：94.3%、「小学生」：93.7%）。

一方、母親のほうは、「パート・アルバイト等で就労（産休・育休・介護休業中ではない）」が他の就労状況よりも高くなっています（「未就学児」：33.6%、「小学生」：44.4%）。

未就学児・小学生とも母親が就労している割合（育休・産休・介護休業関係なく「フルタイムで就労」「パート・アルバイト等で就労」の合計）が前回の計画策定時より増加しています（「未就学児」：72.3%→80.9%、「小学生」：81.1%→86.6%）。

■保護者の就労状況（単数回答）



①フルタイムで就労（産休・育休・介護休業中ではない）

③パート・アルバイト等で就労（産休・育休・介護休業中ではない）

⑤以前は就労していたが、現在は就労していない

②フルタイムで就労（産休・育休・介護休業中）

④パート・アルバイト等で就労（産休・育休・介護休業中）

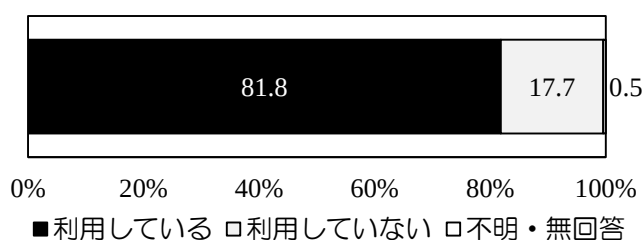
⑦これまで就労したことがない

(3) 定期の教育・保育事業の利用実態と意向（未就学児対象）

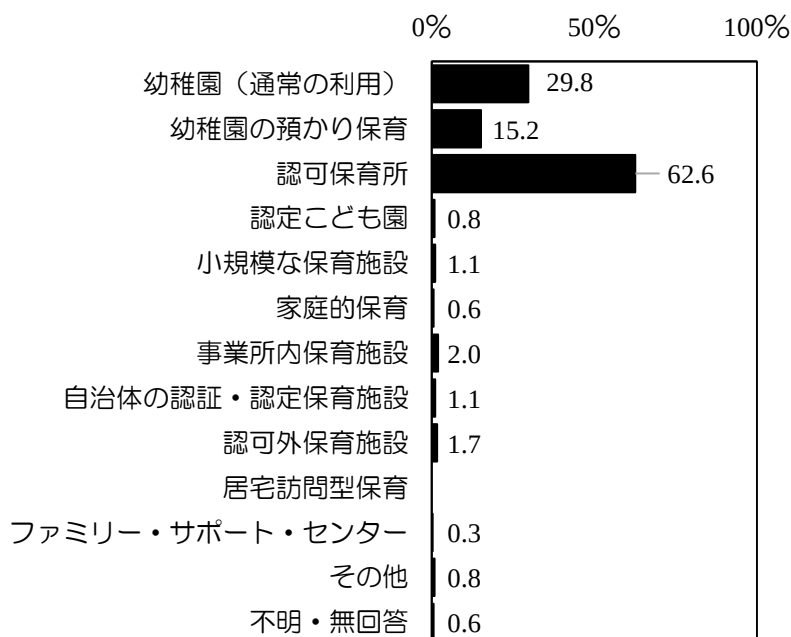
①利用実態

対象者の約8割（81.8%）が平日の定期的な教育・保育事業を「利用している」と回答しています。また、その種類は、「認可保育所」が最も高く（62.6%）、次いで「幼稚園（通常の利用）」（29.8%）、「幼稚園の預かり保育」（15.2%）となっています。

■教育・保育サービスの定期的利用の有無（単数回答） [n=435]



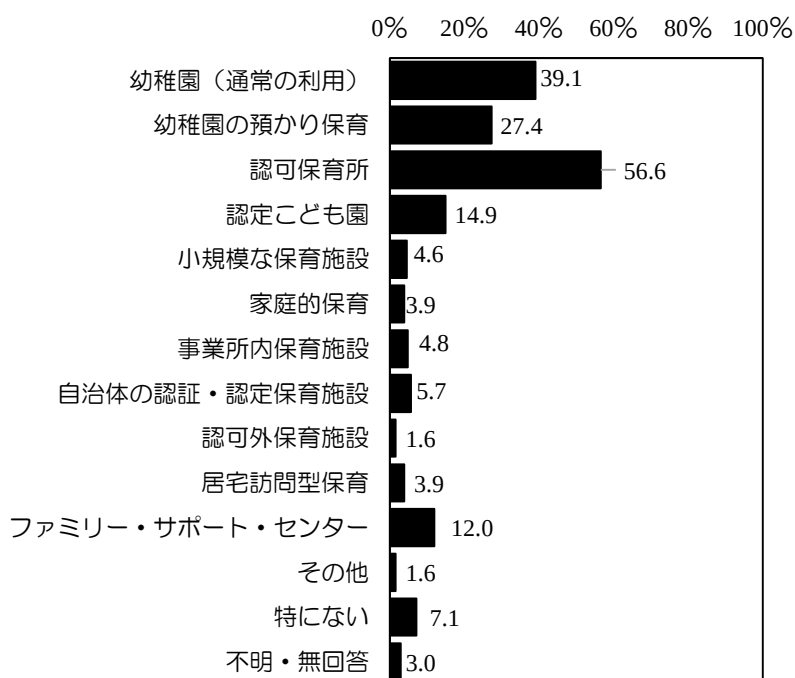
■定期的に利用している教育・保育サービス（複数回答） [n=365]



②利用希望

平日の定期的な教育・保育事業の利用有無に関わらず、今後、定期的に利用したい教育・保育事業は、「認可保育所」が最も高く（56.6%）、「幼稚園（通常の利用）」（39.1%）、「幼稚園の預かり保育」（27.4%）となっています。

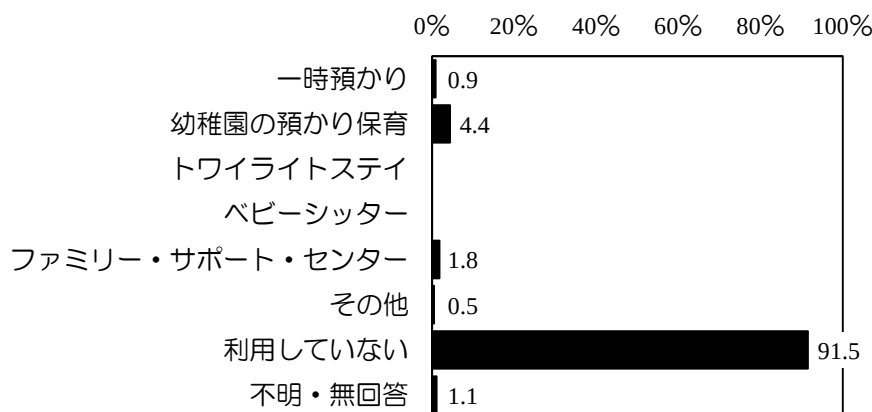
■定期的に利用したい教育・保育事業（複数回答）〔n=435〕



（４）不定期の教育・保育事業の利用状況（未就学児対象）

不定期の教育・保育事業の利用状況をみると、約９割（91.5%）の方が「利用していない」と回答しています。また、利用している事業では、「幼稚園の預かり保育」が最も高くなっています（4.4%）。

■不定期的に利用している教育・保育サービス（複数回答）〔n=435〕

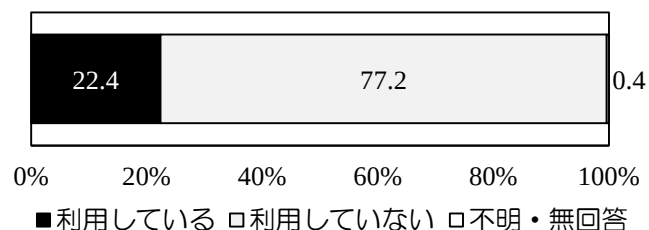


（５）学童保育所の利用実態と意向（小学生対象）

①利用実態

小学生児童の保護者にたずねた「学童保育所の利用」についての回答では、「現在利用中である」は、約２割程度（22.4％）になっています。

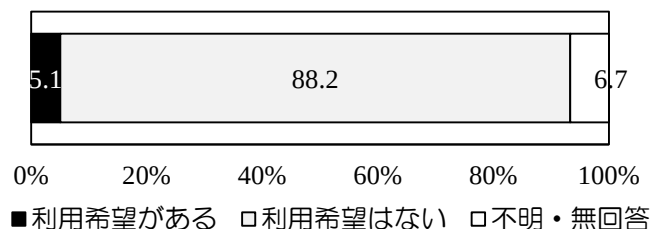
■学童保育の利用状況（単数回答） [n=562]



②利用希望

学童保育所の未利用者にたずねた「今後の利用意向」についての回答では、「利用希望がある」は5.1%にとどまり、「利用希望はない」が88.2%と高くなっています。

■学童保育の今後の利用希望（単数回答） [n=434]



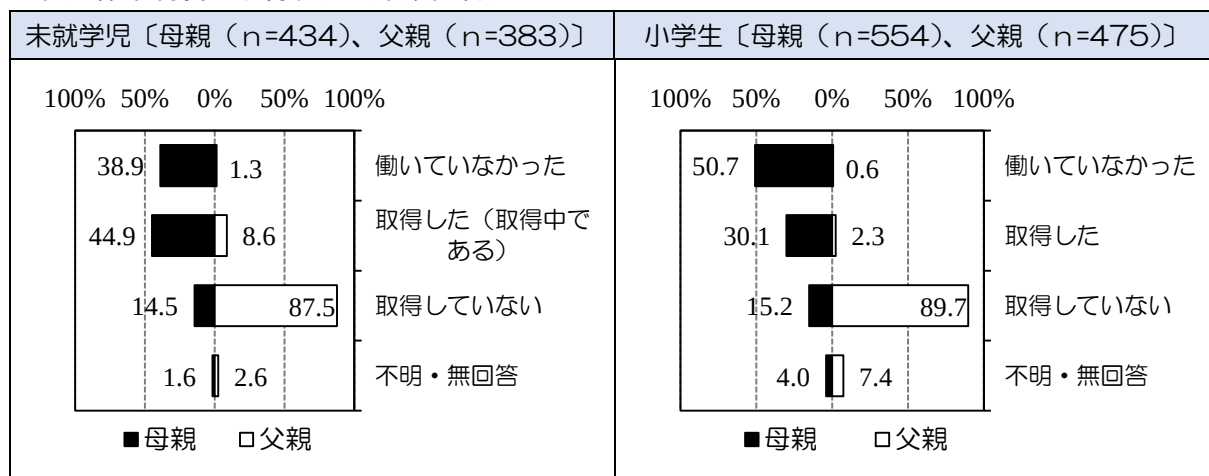
（６）育児休業制度の取得状況

育児休業制度の取得状況について母親の回答をみると、未就学児では「取得した（取得中である）」（44.9%）、小学生では「働いていなかった」（50.7%）が最も高くなっています。

一方、父親の回答をみると、未就学児、小学生とも「取得していない」が最も高くなっています（「未就学児」：87.5%、「小学生」：89.7%）。

母親の育児休業制度の取得割合は、前回の計画策定時より未就学児、小学生ともに増加しています（「未就学児」：33.5%→44.9%、「小学生」：21.6%→30.1%）。

■育児休業制度の取得状況（単数回答）



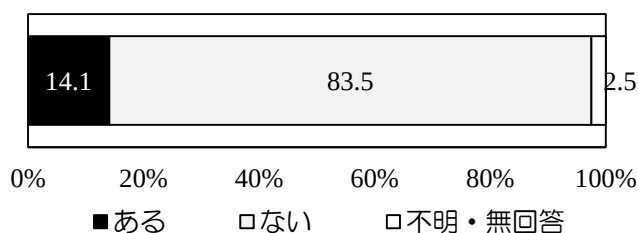
(7) 児童虐待等について（小学生対象）

①児童虐待に対する見聞

児童虐待に対する見聞についての回答をみると、約8割（81.5%）の方が「ない」と回答しています。

しかし、前回の計画策定時より「ある」の割合は増加しています（7.0%→14.1%）。

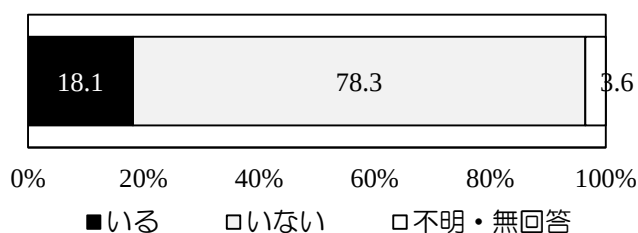
■児童虐待に対する見聞（単数回答） [n=562]



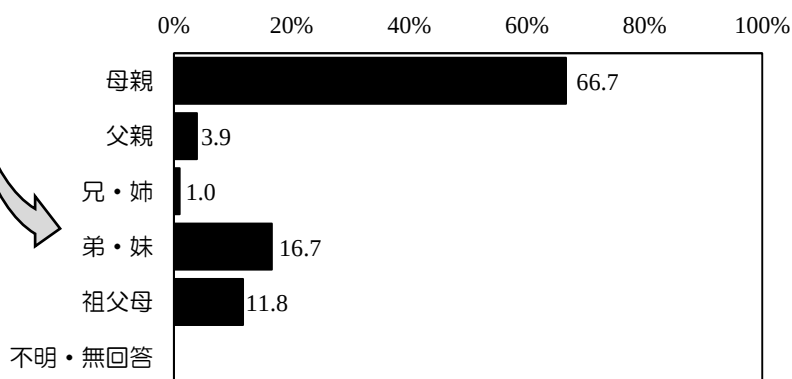
②ヤングケアラー※の有無

こどもが世話やケアをしている家族の有無についての回答をみると、約2割（18.1%）の方が「いる」と回答しています。「いる」と回答した中で世話やケアをされている人を見ると、本来、保護者である大人（母親・父親）が世話やケアをすべき対象児童より年上の「兄・姉」が1.0%、「祖父母」が11.8%と約1割強存在しています。

■こどもが世話やケアをしている家族の有無（単数回答） [n=562]



■世話やケアをされている家族（単数回答） [n=102]



※ 本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと

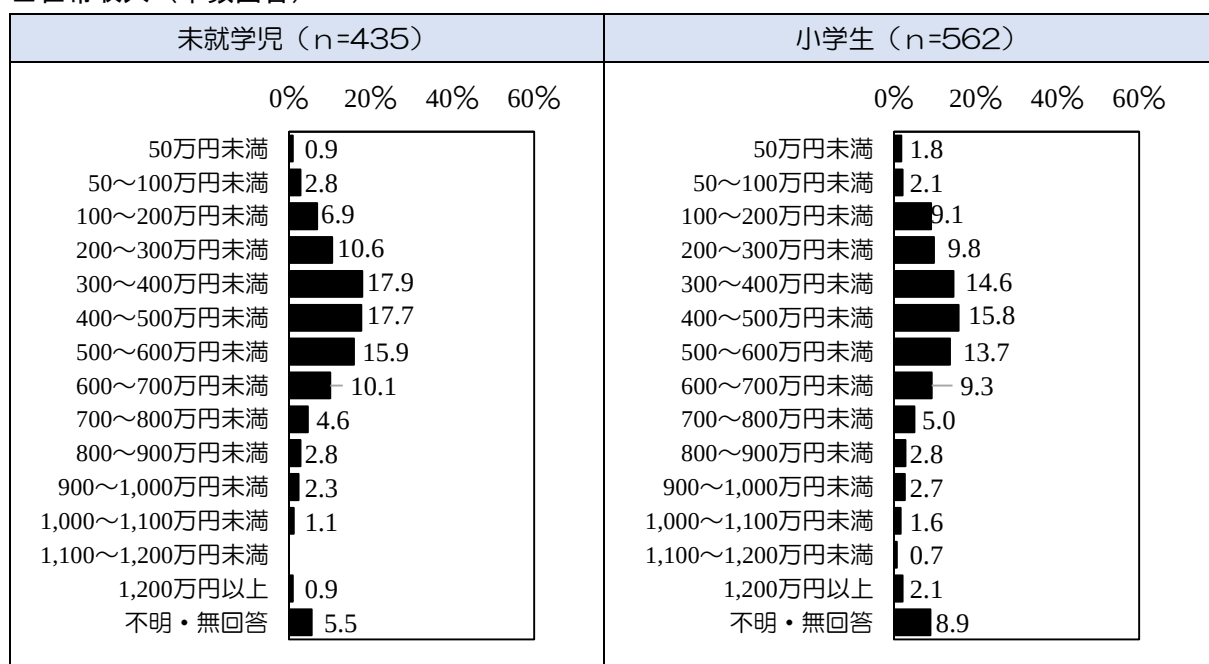
(8) 経済的貧困について

①世帯収入

過去一年間の世帯収入の回答をみると、未就学児、小学生とも「300～400万円未満」「400～500万円未満」「500～600万円未満」の層が高くなっています。

一方、100万円未満の層が少数ですが約4%程度存在しています（「未就学」：3.7%、「小学生」：3.9%）。

■世帯収入（単数回答）

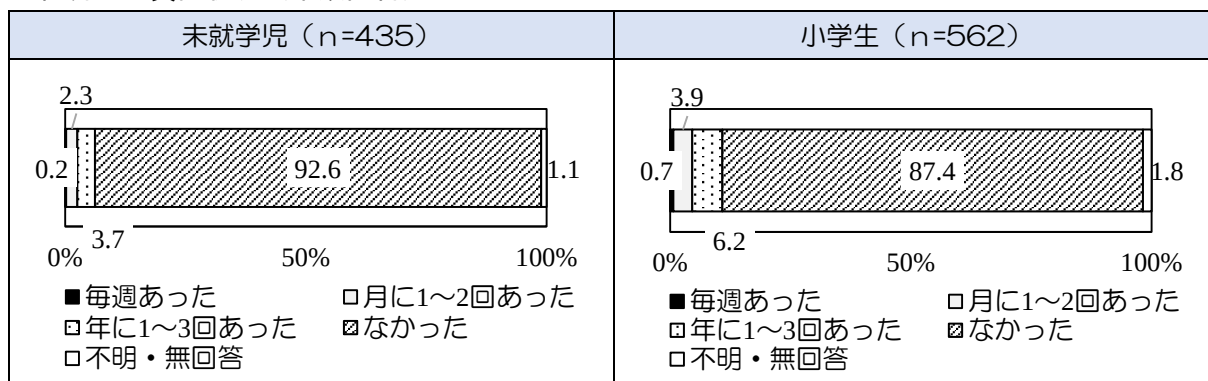


②生活状況

過去一年間に普段の生活において経済的な貧困状況〔金銭的な理由で食事や衣服の購入が困難だったことがあるか〕についての回答では、大多数が「なかった」と回答しています（「未就学」：92.6%、「小学生」：87.4%）。

一方、『あった（「毎週あった」「月に1～2回あった」「年に1～3回あった」の合計）』と回答した層が約1割程度存在しています（「未就学」：6.2%、「小学生」：10.9%）。

■経済的な貧困状況（単数回答）



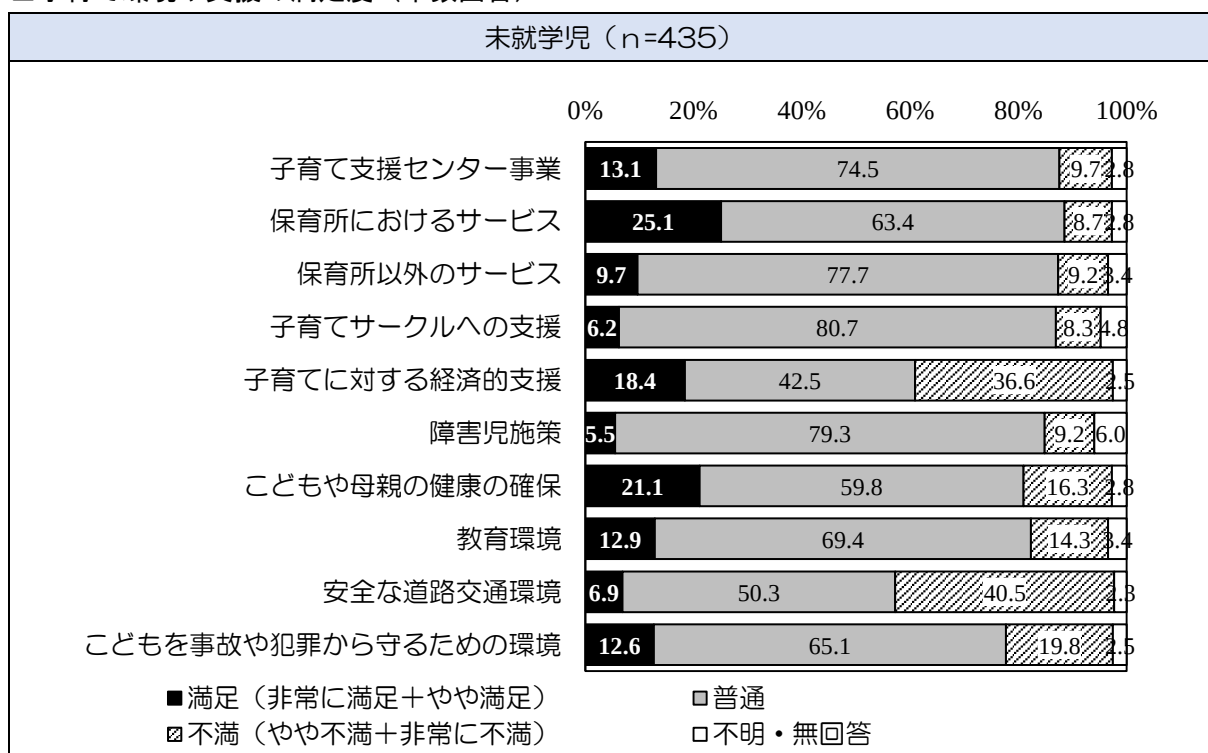
（９）子育て環境や支援の満足度

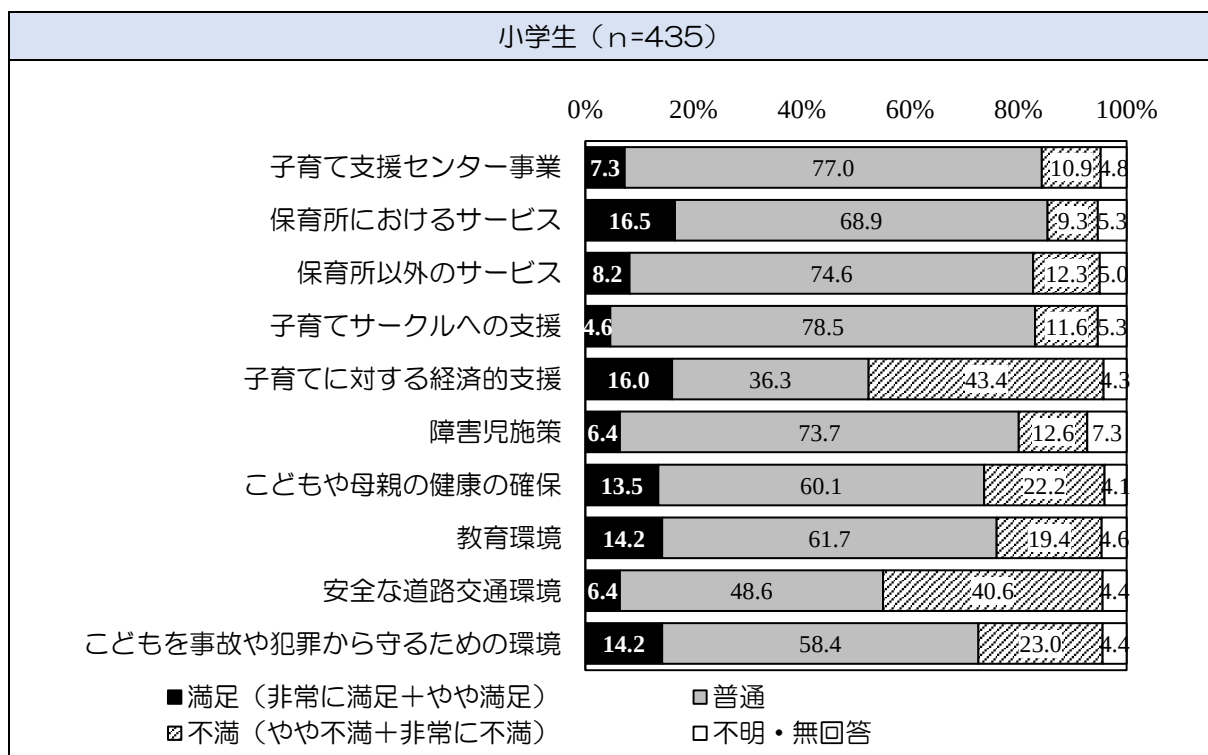
子育て環境や支援の『満足度（「非常に満足」「おおむね満足」の合計）』は、未就学児、小学生とも「保育所におけるサービス」が最も高くなっています（「未就学児」：25.1%、「小学生」：16.5%）。

一方、子育て環境や支援の『不満足度（「非常に不満」「やや不満」の合計）』は、未就学児では「安全な道路交通環境」が最も高く（40.5%）、小学生では「子育てに対する経済的支援」が最も高くなっています（43.4%）。

また、「子育てに対する経済的支援」は、未就学児・小学生双方において『満足度』『不満足度』とも高くなっています。

■子育て環境や支援の満足度（単数回答）





4. 子ども・子育て支援事業計画への課題

統計データ、こどもを持つ世帯へのニーズアンケート調査、前回計画のレビュー等から以下の課題が浮き彫りになりました。

1 あらゆる子育て家庭を視野に入れた支援体制

アンケート調査によると、主に子育てを行っている人は「父母ともに」が最も多く、次に「主に母親」となっています。また、緊急時にこどもをみてもらえる親族・友人・知人がいない家庭が1割程度おり、核家族化、ひとり親の増加、地域との関わりの希薄化といった孤立した環境下での子育てに対する不安感や負担感を持つ親がいます。

さらに、地理的な特性、人口・産業構造、社会的資源の状況等により市内でも多様な地域が存在し、子育て支援に関するニーズも多様になっています。そのため、不安や負担を軽減し、多様な利用者ニーズに対応した柔軟な取組により安心してこどもを生み育てられる環境をつくることが重要です。そのため、あらゆる子育て家庭に対する相談・支援体制を充実させていくことが必要です。

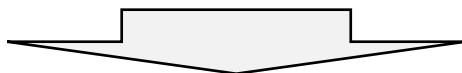


子育て家庭の孤立防止、子育て支援サービスの強化等が必要

2 男女が働きながら子育てできる環境づくり

こどもの出生数が年々減少しています。一方、女性の社会進出や働き方の変化による共働き家庭の増加や核家族世帯の増加などに伴い、保育所や認定こども園等の利用ニーズは高まっていると考えられます。また、アンケート調査によると、父母で子育てを担っている割合が上昇しているものの、依然として女性が単独で家事・育児の負担を担っている状況があり、ワンオペ育児が問題となっています。

こうしたなかで男女が働きながら子育てできる環境を整えていくには、長期的視野に立って、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に配慮した社会の実現を推進していくとともに、必要なときに必要な保育サービスを十分に利用できる体制を充実させることが必要です。



女性の家事・育児負担軽減、育児休業の取得、ワーク・ライフ・バランスの推進等が必要

3 こどもを第一とした教育内容と学習環境の充実

他のこどもたちと一緒に遊び、学ぶことは豊かな人間性を育む上でとても重要なことと考えられます。生活習慣や態度、他者とのかかわり、自制心、規範意識の向上等については課題があると指摘されており、そのため、幼児期からの教育を一層充実していく等、幼稚園、保育所から小・中学校まで一貫した教育を行うとともに、こどもの年齢や成長段階に応じた教育を行っていくことが必要です。その中で、保護者の経済状況によりこどもの体験機会に格差が生じ、それがこどもの能力差につながる恐れが無いようにしていく必要があります。

また、こどもたちが抱える悩みは多様化、複雑化しています。こどもが悩みごとを自分で抱え込むことのないように、悩みごとを気軽に相談でき、一人一人の状況に応じて適切に対応できる体制の整備を図っていくことが必要です。

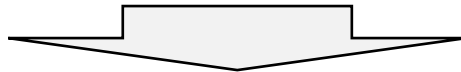


幼児教育・保育の質の向上、体験機会の充実、こどもを第一とした支援が必要

4 こどもの健やかな成長と親子の健康づくり

近年、親が育児に不安や困難さを感じつつ、それらを解消しないまま抱え込む危うさがあると言われます。子育て中の親が育児に対して少しでも余裕を持ち、親としての役割を發揮できる社会を構築するために、妊娠・出産・子育て・保育等、こどもや保護者の多岐にわたる悩みや不安を相談できる体制や情報提供の充実を図っていくことが求められています。

また、こどもたちが健やかに育つために、それぞれの成長段階に応じた心身両面を含めた健康づくりに取り組む必要があります。さらに、夜間や休日時の怪我や病気の際に病院に受け入れてもらえない、預かってもらえないという声も一部にあり、必要な時に即時対応できるように地域での体制整備を強化しておく必要があります。



子育て家庭の孤立防止、切れ目のない支援サービスの強化、夜間・休日時の医療体制の強化等が必要

5 親子が安心・安全に暮らせる環境づくり

子育てには様々な費用（出産費用、保育所や学童保育の費用、教育費、医療費等）がかかり、子育て家庭には大きな経済負担となっています。そのため、経済負担を軽減し、家計の不安の解消・安定を図る必要があります。

また、親子が安心・安全に暮らしていくためには、道路、交通の安全確保やこどもを安全にあそばせる場の確保、整備、安全対策、施設のバリアフリー化、改修等の様々な環境整備や運営に伴う人員配置等が必要となります。今後も、子育てに優しく、心豊かに生活できる経済的支援、安全・安心な環境づくりを行っていく必要があります。



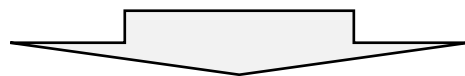
経済的支援の強化、こどもの安全確保等が必要

6 地域社会全体で子育てを支える環境づくり

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、一方で「こどもは地域の宝」であり、子育ては家庭のみならず、広く地域社会全体で支えていく必要があります。

虐待とみられる事象は以前より増加しており、保護者やこどもに対するケアマネジメント機能を強化し、早期発見と適切な対応を行うことが求められています。また、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行う、いわゆるヤングケアラーといったこどもに対しても早期発見と適切な対応を行うことが求められています。

地域社会、事業主、行政など社会を構成するそれぞれが協力して、こどもの利益が最大限に尊重されるように配慮されるよう次代を担うこどもたちが健やかに育つ環境を整えていく必要があります。



子育て家庭の孤立防止、児童虐待の防止対策等が必要

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

これまで本市では、『うまれてよかったまち ごぼう』の実現に向け、様々な子育て支援施策を推進してきました。こどもは「地域の宝」「次世代の活力」でもあり、その育成はこどもを持つ家庭に第一義的な責任があるものの、地域社会も責任の一翼を担っていると認識していく必要があります。

本計画においても、前回計画の成果や課題等を踏まえ、新たな課題の解決に向け取り組むため、前回計画の理念を継承します。本理念のもと、こどもが人として尊重され、健やかに成長できる環境を地域社会全体で支えていく仕組みをつくり上げていきます。

基本理念
『うまれてよかったまち ごぼう』

2. 基本的な視点

本計画を実現するため、前回計画の基本的な視点を継承するとともに、「子ども・子育て支援法」の理念等を踏まえた以下の視点に留意しつつ、施策を展開していきます。

⑥⑥視点1：こどもの利益を第一に考える

- 全てのこどもが笑顔で成長していくために、計画の推進にあたっては、次代の社会を担うこどもたちの幸せを第一に考え、こどもの利益が最大限に尊重される必要があります。

⑥⑥視点2：あらゆる子育て家庭とこどもを支援する

- 母親の就労機会の増大や就労形態の多様化、核家族化の進展、地域における人間関係の希薄化、価値観の多様化等により、子育て家庭の実態や子育て支援に関するニーズも多様です。多様な利用者ニーズに対応した柔軟な取組や支援により、子育てに不安や悩みを抱える親をはじめ、あらゆる子育て家庭を支援（「親育ち」の意味合いも含む）していくことが必要です。加えて、貧困や虐待等はこどもの健全な成長を阻害する重大な問題であり、こどもたちが安全・安心に育つ環境が必要です。

⑥⑥視点3：仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をめざす

- 仕事と生活の両立が円滑に実現できるよう、職場における子育て家庭への配慮を促していくことが一層必要です。これまで、仕事との両立支援については、家庭と育児の両立という点から主に働く女性が対象とされてきました。しかし、今後は、母親だけでなく父親も多様で柔軟な働き方を選択して子育てに等に関わっていくことが必要です。また、育児休業の取得については前回調査より取得率が高くなっており、仕事と家庭の両立のため企業等への啓発も重要となります。

⑥⑥視点4：地域社会全体でこどもと子育て家庭を支える

- 子育ての第一義的な責任は保護者が担っていますが、次代を担うこどもは地域にとって大切な宝であり、地域はこどもたちの成長にとって大きな役割を持っています。子育てを家庭だけの問題ではなく、地域社会全体の問題として考え、全ての家庭における子育てを地域全体で支援する必要があります。そのため、地域社会のあらゆる分野における全ての構成員が、「こども」・「子育て支援」の重要性に対する関心や理解を深め、各々が互いに協力し合い、それぞれの役割を果たすことが必要です。地域社会を構成するそれぞれが協力して、次代を担うこどもたちが健やかに育つ環境を整えていくことが必要です。

⑥⑥視点5：総合的な取組を推進する

- 子育て家庭が置かれた状況は各々異なり、ニーズも多種多様であることから、各家庭の状況に応じた総合的な取組が求められます。そのため、地域に根差した子育て支援をはじめ、母子保健、教育環境、生活環境、雇用環境、安全の確保など、多岐にわたる子育て支援を全庁的な体制の下で推進していく必要があります。その際、支援をする人材の質的向上を図るとともに、質の高いサービスの提供が望まれます。



児童福祉法改正経過と「こどもの意見表明」

国際連合の「児童の権利条約」3条では「児童の最善の利益」が、12条では、「児童の意見表明権」が定められています。国際的動向を踏まえ、この間、2016年の児童福祉法改正では2条で児童の最善の利益と意見表明権が盛り込まれました。なお2022年の児童福祉法改正では、都道府県における児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた環境整備も定められています。本市においても、こどもたちの意見表明を大切にするまちづくりを今後も進めていきたいと思っています。

3. 基本目標

本計画の実現に向け、前回計画の基本目標を継承しつつ課題の解消をめざした次の5つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

〔基本目標1 子育てに関する基礎的な支援の充実〕

保護者自身が楽しみや喜びが感じられる子育てへの支援として子育てに関わるあらゆる子育て家庭に対して、必要なサービスが必要なときに受けられるよう、様々な子育て支援サービスの充実を図っていきます。

また、教育・保育サービスの量の充実を図るとともに、不安や悩みを有する保護者が安心して利用することができる相談・支援等の提供を強化します。その中で、安心できる子育て支援体制の整備に向けて、保育士等の人材確保や育成、処遇改善や負担軽減などに取り組み、保育の質の向上につながる取組を強化していきます。

〔基本目標2 健やかなこどもの成長と親子の健康づくり〕

妊娠・出産にはじまり、育児の各段階におけるこどもとその親の心身の健康を維持・増進していくために、切れ目のない支援や思春期におけるこころの健康づくりまで、食育及び規則正しい生活習慣の教育、乳幼児健診、各種育児相談、思春期における保健教育、親子の健康を支える医療の充実（特に小児医療の充実）など、保健、医療、福祉、教育の各分野の連携により、親と子の健康の確保と増進を図ります。

〔基本目標3 こどもの育ちと自立の支援と教育力の向上〕

こどもたち一人ひとりの個性を伸ばしながら、豊かな人間性と自立心を形成できるようこどもの年代に応じた教育環境（幼稚園・保育所・小学校・中学校等）の質の向上を図るとともに、こどもたちが、様々な学習の機会や人々との交流を通して、子育ての意義や大切さ、他人への思いやりや自然への愛情を育み、次代を担う社会の一員として成長できるよう、家庭、学校、地域の連携による教育力の向上を進めます。その中で、保護者の経済状況によりこどもの体験機会に格差が生じ、それがこどもの能力差につながる恐れが無いようにしていく必要があります。

〔基本目標４ こどもを育てやすい地域・社会環境づくり〕

子育てには様々な費用がかかり、子育て家庭には大きな経済負担となっています。そのため、経済負担を軽減し、家計の不安の解消・安定を図る必要があります。「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法」においても現在の貧困解消だけでなく将来の貧困を防ぐことが掲げられ、こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう環境を整備することを求められています。

また、あらゆる子育て家庭において、仕事と生活のバランスが取れた多様な働き方を選択できるよう仕事と子育ての両立を支援するため子育て支援サービスの充実に努めるとともに、国・県や市内事業所等と連携しながら、事業主における行動計画の策定促進及び働く人々の権利である育児休業制度等の関連情報の提供により意識啓発に取り組みます。

さらに、交通安全（道路環境）や治安の向上を図るとともに、こどもや子育て家庭が安心して街中に出かけることができるように老朽化施設の改修や施設のバリアフリー化を推進し、利用者が拡大している SNS 利用から生じている犯罪からこどもを守るために、インターネット利用等に対する啓発等にも努めます。

〔基本目標５ 社会的な支援が必要なこどもとその家庭への支援〕

ひとり親や障害を持つ児童のいる家庭、虐待を受けた児童など、きめ細やかな対応が必要な家庭や児童に対応できる体制づくりが重要です。特に、虐待とみられる事象は以前より増加しており、保護者やこどもに対するケアマネジメント機能を強化し、早期発見と適切な対応を行うことが求められています。

また、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行う、いわゆるヤングケアラーといったこどもに対しても早期発見と適切な対応を行うことが求められています。虐待問題の未然防止・早期発見・早期解決を図るため、福祉、教育、保健、医療、警察、消防等で形成される児童虐待防止ネットワークの強化を図り、要保護児童対策の啓発などを通じて、児童虐待防止対策を一層充実させていきます。

よりきめ細やかな支援が必要なこどもとその保護者が安心して生活できるよう、ひとり親家庭、経済的に困窮している貧困家庭等に対する生活支援や障害児に対する福祉サービスの強化などの取組を進めます。

4. 施策体系

基本理念 『うまれてよかったまち ごぼう』

〔基本的な視点〕

- 〔視点1〕 こどもの利益を第一に考える
- 〔視点2〕 あらゆる子育て家庭とこどもを支援する
- 〔視点3〕 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をめざす
- 〔視点4〕 地域社会全体でこどもと子育て家庭を支える
- 〔視点5〕 総合的な取組を推進する

〔基本目標1〕 子育てに関する基礎的な支援の充実

- (1) 就学前の教育・保育の充実
- (2) 多様な保育ニーズへの対応
- (3) 子育てに関する相談・支援機能・情報提供の充実

〔基本目標2〕 健やかなこどもの成長と親子の健康づくり

- (1) 安心して迎える妊娠・出産
- (2) こどもの健やかな発育への支援
- (3) 思春期のこどもの心身の成長支援

〔基本目標3〕 こどもの育ちと自立の支援と教育力の向上

- (1) こどもの居場所の確保と充実
- (2) 地域活動等を通じた学びと自立心の育成
- (3) 家庭や地域の「教育力」の向上

〔基本目標4〕 こどもを育てやすい地域・社会環境づくり

- (1) 子育てに対する経済的支援
- (2) こどもと子育て家庭を理解する地域づくり・ネットワークの展開
- (3) こどもたちの安全確保

〔基本目標5〕 社会的な支援が必要なこどもとその家庭への支援

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭等に対する支援
- (3) 障害のあるこどもの自立支援
- (4) 関わりが必要なこどもと家庭への支援

第4章 施策の展開

5つの基本目標の実現に向けて、施策の方向に基づき今後の本市の基本施策（市の取組）を定め、計画を推進していくものとします。

基本目標 1. 子育てに関する基礎的な支援の充実

（1）就学前の教育・保育の充実

【現状と課題】

- ✚ 核家族化、雇用形態の多様化、ライフスタイルの変化等により、教育・保育サービスへ求められるニーズも多様化しています。その中で、就学前児童の生活の一環の場として、保育所・幼稚園・認定こども園等の重要性は、依然として変わりありません。子育て家庭の状況等を踏まえ、求められるサービスを提供できる就学前の教育・保育の充実を図っていく必要があります。
- ✚ また、求められる教育・保育サービスが提供できるよう、保育士の確保や資質向上等も含めた総合的な運営体制の確保・維持が求められます。

現状の制度では、小学校就学前の児童に教育又は保育を希望する場合、次の3つの認定区分により、希望する教育・保育施設等が利用できます。

認定区分	内容	教育・保育施設等
1号認定	こどもが満3歳以上で、幼稚園等で教育を希望する場合。	幼稚園 認定こども園
2号認定	こどもが満3歳以上で、保護者の労働又は疾病等の「保育の必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望する場合。	保育所 認定こども園
3号認定	こどもが満3歳未満で、保護者の労働又は疾病等の「保育の必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望する場合。	保育所 認定こども園 地域型保育事業

また、普段、保育所などに通っていない家庭のこども（6か月～3歳未満）を対象に、保育所や認定こども園等の施設で月10時間以内の預かりを行う「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が令和8年度からスタートする予定です。

【基本施策】

No	施策・事業名	施策内容等	担当課
1	通常保育	○保育認定を受けたこどもについて、保育所・認定こども園等において保育を行います。 ○各保育所の保育方針と保育計画に基づいて、保育サービスの充実を図ります。	こども支援課
2	幼稚園教育	○各幼稚園の教育方針と教育計画に基づいて、幼稚園教育の充実を図ります。 ○保護者・地域・幼稚園の三者が連携しつつ幼稚園教育を充実させます。	教育課
3	低年齢児保育事業	○低年齢児（0歳児・1歳児）の保育を保育所で行います。 ○0歳児保育の年度中途の待機児童解消をめざします。	こども支援課
4	延長保育事業	○保育認定を受けたこどもを通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所・認定こども園等において保育を行います。 ○対象児童・保護者の勤務状況と保育ニーズを把握し、適宜、時間延長の検討を行います。	こども支援課
5	市立保育所の第三者評価	○市立保育所運営の具体的問題点を把握し、サービスの向上を図るために第三者評価による評価制度の実施を進めます。 ○第三者評価の実施を検討し、人事評価の研修に参加します。	こども支援課
6	幼稚園教育時間終了後の預かり保育事業	○園児の心身の負担に配慮しつつ、就労等を希望する保護者の子育て支援のため、幼稚園教育正規保育時間終了後に預かり保育を行います。 ○保護者負担と預かりのニーズやコスト面を含めた予算の確保を進めます。	教育課
7	保育士の資質向上	○保育士の技術・意識の向上のため、各種研修会の参加を促し、保育士の保育に関する自己評価の取組を実施します。 ○人事評価の研修を通して、引き続き保育士の技術・意識向上に努めます。	こども支援課
8	統合保育推進事業等の充実	○保育所・幼稚園に通所・通園している発達のお子さんになるこどもに対し、保護者・園児・保育士・教員が適切な指導が受けられるよう、専門職との連携を強化します。 ○保育士・教員のより高度な専門性を持った人材の確保を進めます。	こども支援課 教育課
9	特定教育・保育事業への多様な主体の参入促進	○特定教育・保育事業への新規参入を考えている事業者への支援や相談助言等を行います。 ○随時、支援・相談を行える体制を維持します。	こども支援課
10	【新規】 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	○普段、保育所などに通っていない家庭のこども（6か月～3歳未満）を対象に、保育所や認定こども園等の施設で月10時間以内の預かりを行います（令和8年度より本格実施）。 ○各施設での受け入れ人数、運営体制等の検討を進めます。	こども支援課 教育課

(2) 多様な保育ニーズへの対応

【現状と課題】

- ✚ アンケート調査によると急な仕事や病気による入院等により親族・知人等にこどもを預けることのできない保護者は少ないものの、核家族化やひとり親等の増加により、実際に預ける場合に困難さを感じる場合もあります。
- ✚ こどもだけで留守番させることなく、こどもの安全面や防犯の観点からもういっつも安心して預けられ、適切な保育が行われる体制が求められています。
- ✚ また、日々の保護者の子育てに対する不安や負担を軽減するために、一時的な預かりができる機会や場が必要となっています。

【基本施策】

No	施策・事業名	施策内容等	担当課
11	病児・病後児保育事業	○病児・病後児を病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をします。 ○利用が集中する際の確保策を進めます。	こども支援課
12	ショーステイ	○保護者による養育が一時的に困難なとき、こどもを児童養護施設等で一時的に預かり、生活を援助します。 ○ニーズに応じて実施施設の確保等を進めます。	こども支援課
13	トワイライトステイ	○平日の夜間、休日に保護者が不在で、家庭で児童の養育が困難なときや緊急時に生活指導や食事の提供を行います。 ○ニーズに応じて実施施設の確保等を進めます。	こども支援課
14	一時預かり	○保護者が一時的・緊急的に幼児を保育できない場合、保育所等で預かります。 ○利用ニーズを考慮しつつ、月当たり利用回数の増加を検討します。	こども支援課
15	家庭支援推進保育	○保育上の配慮が必要なこどもに対して家庭支援保育士が中心となり児童と保護者への支援業務を行います。 ○要支援家庭が増加傾向にあり、今後も支援が必要な方に家庭訪問を行います。	こども支援課

(3) 子育てに関する相談・支援機能・情報提供の充実

【現状と課題】

- ✚ 子育てに関する様々な悩みや問題を抱えている家庭は少なくありません。核家族化が進む中、身近に頼れる人がいない家庭（例：ひとり親、御坊市への転入家庭、外国籍の家庭等）では子育てに関する不安や負担感が大きくなりがちです。そのため、子育ての悩みを相談できるような環境づくりや子育てに関する情報提供の充実等が重要な課題となっています。
- ✚ 必要な時に欲しい情報が得られるよう、わかりやすい情報提供と関係機関の連携強化とともに、子育てに関する支援施策の円滑な利用が可能な実施体制を確保させておく必要があります。
- ✚ また、地域でいつでも気軽に子育てなどの内容を相談できる人材の確保・育成等も必要となります。

【基本施策】

No	施策・事業名	施策内容等	担当課
16	地域子育て支援拠点事業	○支援センターにて地域の子育て支援に対する育児支援（子育て相談）、ひろば事業の実施、子育てサークルの推進・支援等を行います。 ○支援センターの拠点機能を高めつつ、各機関とのネットワーク化とセンターの広報力向上を進めます。	こども支援課
17	保護者への育児講座	○育児講座の開催や育児と仕事の両立支援に関する情報を提供します。 ○今後も市民の育児講座への参加を促し、ニーズの高い離乳食講座の開設を検討します。	こども支援課
18	母子保健地域組織育成事業	○健康推進員を通じて、母子保健を地域ですすめる体制を構築し、健康推進員と連携しながら地域での子育て支援活動をします。 ○事業を推進するとともに健康推進員の確保を進めます。	こども支援課
19	【再掲】 家庭支援推進保育	○保育上の配慮が必要なこどもに対して家庭支援保育士が中心となり児童と保護者への支援業務を行います。 ○要支援家庭が増加傾向にあり、今後も支援が必要な方に家庭訪問を行います。	こども支援課

基本目標 2. 健やかなこどもの成長と親子の健康づくり

(1) 安心して迎える妊娠・出産

【現状と課題】

-  こどもの健やかな成長には、こどもだけでなく母親の健康確保も必要不可欠です。妊娠・出産は大きなライフイベントであり、妊娠・出産に対する教育や相談は、内容や開催時期等において、参加者が利用しやすく、満足できる場をつくる必要があります。
-  また、父親も一緒に子育てをするという意識を啓発するため、妊娠や出産、子育てについてともに学び、理解を深める場を提供することが重要です。

【基本施策】

No	施策・事業名	施策内容等	担当課
20	利用者支援事業（こども家庭センター型）	○妊娠届出時の際に保健師が面接し、妊娠期から子育て期にわたるまで育児に関する様々な悩みに対して相談支援を実施します。 ○情報の取り扱いや関係機関への情報提供の開示の制限について、丁寧な連携を進めます。	こども支援課
21	妊産婦健診事業	○医療機関で健康診査（妊婦健診・産婦健診）を受けた費用を限度額内で公費負担します。 ○妊娠届出が遅い妊婦がいるので周知啓発を進めます。	こども支援課
22	産前・産後サポート事業	○妊産婦、乳児を対象とした交流の場の提供や、保健師、助産師の相談を実施します。 ○子育て支援センター事業との日程調整や予約方法、ミニ講座の内容などの検討、ニーズの把握を進めます。	こども支援課
23	産後ケア（宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型）事業	○産後ケア事業を必要とする産婦とその新生児及び乳児に対し、一定期間心身のケアや育児のサポートを提供します。 ○支援・相談を行える体制を強化・維持します。	こども支援課
24	一般不妊治療費助成事業	○不妊・不育症治療費に係る自己負担額の軽減を図るため、自己負担費用を一部助成します。 ○妊娠前からの相談支援及び事業の円滑な推進を実施します。	こども支援課
25	【新規】 生殖補助医療先進医療費 助成事業	○妊娠を望む夫婦を支援するため、生殖補助医療と併せて行う保険適用外の先進医療に要する費用の一部を助成します。 ○制度の周知を図りつつ、適正支給に努めます。	こども支援課

No	施策・事業名	施策内容等	担当課
26	【新規】 小児・AYA 世代※がん患者等 妊孕性温存治療費等助成事業	○将来こどもを産み育てることを望む小児・AYA 世代のがん患者等に対して、希望を持ってがん治療等に取り組むことができるように、検体の凍結や、その検体を用いた生殖補助医療に要する費用の一部を助成します。 ○制度の周知を図りつつ、適正支給に努めます。	こども支援課
27	【新規】 利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）	○妊娠期から出産後までの継続的な相談支援、妊婦健診や出産準備に関する情報提供やアドバイス、サポートを実施します。 ○制度の周知を図りつつ、実施体制の十分な確保を進めます。	こども支援課
28	【新規】 妊婦のための支援給付金	○妊婦等の経済的支援として、妊婦認定後に 5 万円を支給します。また、妊娠していたこどもの届出時に、そのこどもひとり当たり 5 万円を支給します。 ○制度の周知を図りつつ、実施体制の十分な確保を進めます。	こども支援課
29	【新規】 出産応援給付金事業	○安心してこどもを妊娠・出産し、育てる家庭を応援するために国の給付金に追加し、市からも妊娠届出時に 10 万円を支給します。 ○継続的に実施されるよう、財源確保に努めます。	こども支援課



「ネウボラ」とこども家庭センター「にっこりあ」

「ネウボラ」という言葉を聞いたことはありますか？これは、フィンランドにおける子育て支援施設のことです。ネウボラとは、フィンランド語で“ネウボ(neuvo)＝アドバイス”“ラ(la)＝場所”という意味で、妊娠から出産、その後も切れ目なくサポートを提供する総合的な支援サービスをいいます。同じ担当保健師が継続的に支援をするという点が、ネウボラの中核です。

日本でも、この間、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関である「こども家庭センター」の設置が努力義務とされています。こども家庭センターは保護者の育児不安の解消のために、妊娠から出産、子育て中の切れ目のない支援を行う場所であり、フィンランドのネウボラを意識し作られたと言われています。

本市でも、こども家庭センター「にっこりあ」が設置されています。保護者の皆さんに寄り添っての相談活動を行っていますので、何か不安なことがあったらいつでも「にっこりあ」にご相談ください。

※AYA（あや）世代とは、Adolescent & Young Adult（思春期・若年成人）のことをいい、定義は国により異なるが、15 歳から 39 歳が相当する

(2) こどもの健やかな発育への支援

【現状と課題】

- ✚ 身体や抵抗力が未発達なこどもにとって、必要な時に適切な医療が受けられる医療体制の整備はとても重要です。広域での救急医療体制の構築はほぼ整っていますが、対応が遅れると重度化しやすい乳児への対応の迅速化及び充実化（特に夜間・休日への対応）が求められています。
- ✚ また、こどもに対する健診や相談は、発育・発達の確認の場だけでなく、保護者の育児不安の軽減を図る重要な機会と考えられることから、徹底した受診勧奨や積極的な家庭訪問を行う必要があります。
- ✚ さらに「食」に対する知識や関心を持つことは、こどもの成長に大きく影響があると思われます。偏った食品だけではなく、様々な食材を用いて栄養バランスのよい食生活を送るために、学校・家庭・社会が連携し、学習できるようにすることが必要です。
- ✚ 発達段階に応じた支援は、過度な早期教育ではなく、言語能力や想像力を育むことできる支援にポイントを置くことが必要です。

【基本施策】

No	施策・事業名	施策内容等	担当課
30	乳幼児医療費助成	○乳幼児の保険診療による医療費の自己負担分を助成します。 ○制度の周知を図りつつ、適正支給に努めます。	こども支援課
31	乳児家庭全戸訪問事業	○生後4か月までに健康推進員・助産師・保健師が家庭訪問をします。 ○健康推進員のコミュニケーション技術を含んだ対人支援研修を継続します。	こども支援課
32	乳幼児健診事業	○子育て支援として育児相談を含めた4か月、10か月、1歳6か月、2歳6か月、3歳6か月に健診を実施しています。 ○少子化のため、健診回数の見直しによる管内乳幼児健診の合同健診を検討します。	こども支援課
33	5歳児発達支援相談事業	○就学前児童の発達を支援するために、保育所・幼稚園に通所・通園している年中児（4歳児）に対して、園を巡回する形で5歳児健診を実施しています。 ○関係機関との連携のもと取り組みつつ、保護者の相談支援に努めます。	こども支援課
34	こどもの事故防止等啓発事業	○乳幼児健診時に安全チェックリストを用いて事故予防の必要性和事故防止の啓発を行っています。 ○継続した啓発を進めます。	こども支援課

No	施策・事業名	施策内容等	担当課
35	休日・夜間における 小児救急医療体制整備	○御坊保健所管内の小児救急医療体制として、休日の小児救急外来診療を実施しています。 ひだか病院：土曜日〔15:00～20:00(ひだか病院と日高医師会が連携して運営)〕 北出病院：日曜・祝日〔10:00～16:30〕 ○保護者への小児救急体制の適切な利用や「#8000」の周知啓発に努めます。	こども支援課
36	歯科保健対策	○むし歯予防のため、健康教育、健診時（1歳6か月児、2歳児、2歳6か月児、3歳児）に、フッ化物歯面塗布事業を推進しています。 ○引き続きむし歯予防について指導を進めます。	こども支援課
37	食育推進事業	○乳幼児健診で乳幼児期からの成長にあった食育を進め、保育所・幼稚園と連携しながら食に関する適切な情報を家庭に提供します。 ○第2次御坊市食育推進計画に基づいて食育推進を継続します。	こども支援課 保険年金課
38	小・中学生への食生活学習 教材の作成・配布及び指導	○各学校や食育推進協議会の各関係機関が連携しつつ、教材を活用しながら、適宜食生活の大切さを継続的に指導します。児童生徒自らが、心身の健康に関心を持ち、健康の維持向上に取り組めるように知識や情報の提供を行います。 ○食生活改善推進協議会で活動する食育推進ボランティアの養成に努めます。	保険年金課 教育課 産業振興課
39	食育推進ボランティアによる 食育実践活動推進事業	○食生活改善推進協議会に所属する食育推進ボランティアが市民の健康増進に寄与する活動を地域で実施し、こどもの頃からの食育知識の普及を推進します。 ○協議会で活動する食育推進ボランティアの養成と会員の育成に努めます。	保険年金課
40	【新規】 ブックスタート（10か月児）・ ブックステップ（2歳6か月児） 事業	○家庭におけるこどもの読書活動の推進として、親子のふれあいの時間を育み、発達の段階（10か月健診時と2歳6か月健診時）に応じた読書支援を行います。 ○上記の健診に参加できなかった親子に対して、以下のとおり対応します。 ☞ 10か月児：他の健診時に保健師が絵本を直接配布します。 ☞ 2歳6か月児：他の健診時に保健師が引換券を渡し、図書館で5冊の絵本から好みの1冊を選択してもらい配布します。	教育課

(3) 思春期のこどもの心身の成長支援

【現状と課題】

- ✚ 思春期は、身体の著しい成長に対して精神的・社会的には未成熟であり、ストレスや不安、自己肯定感の低さなど「こころ」を中心に様々な問題が生じやすい時期であるといえます。また、同年代との関係や社会からの圧力が増すため、孤立やいじめ、SNSでの問題などが発生しやすくなります。
- ✚ 身体の成長やホルモンの変化により、健康管理や身体の変化への理解を促進するとともに、人間関係の築き方やコミュニケーションスキルの向上を支援する必要があります。
- ✚ 成長期の児童を大人が支えるのは当然の責務ですが、児童本人にも十分な知識と健全な意識・知識を持てるように、学校・家庭における指導体制の充実及び相談体制の充実（カウンセリングやメンタルヘルス）が求められます。

【基本施策】

No	施策・事業名	施策内容等	担当課
41	思春期保健教育の推進	○中学生の思春期保健教育について、現状や課題を学校と共有し、協議しながら、取り組みを進めます。 ○各中学校での性教育と事業の検討・協議を進めます。	こども支援課
42	子宮頸がん予防接種事業	○子宮頸がん予防のため、小学校6年生から高校1年生の女子に対しワクチン接種を促進するための費用助成を行っています。 ○全対象者に対し接種勧奨を進めます。	こども支援課
43	健康教育の推進	○各学校で思春期の心身の健やかな成長を支援するための健康教育（睡眠とこころ、性教育、タバコ・アルコールの害、薬物依存、自殺防止等）の充実を図ります。 ○現状や課題を学校と共有、協議しながら、取組を進めます。	こども支援課 教育課
44	スクールカウンセラーの配置	○児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家を配置します。 ○関係機関と連携し、必要な財源確保と人材確保を進めます。	教育課
45	スクールソーシャルワーカーの配置	○いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や経験を用いて問題を抱える児童生徒への支援を行うため、専門家を配置します。 ○関係機関と連携し、必要な財源確保と人材確保を進めます。	教育課

基本目標 3. こどもの育ちと自立の支援と教育力の向上

(1) こどもの居場所の確保と充実

【現状と課題】

- ✚ こどもが他のこどもたちと一緒に遊び、学ぶことは、仲間関係の形成や社会性の発達等規範意識の形成にも重要と考えられ、安心して安全に過ごすことのできる放課後等の居場所づくりが必要です
- ✚ こどもたちの多様なニーズに応じ、安心して安全に過ごせる場を確保するために本市の現状を勘案すると、既存施設等の機能の充実や開放回数の増加・開放時間の延長等や「こども食堂」や「学習支援」といった居場所の確保・充実に努めていくことが重要と考えられます。また、家庭の経済状況により利用できるサービスや施設に格差がないようにする必要があります。

【基本施策】

No	施策・事業名	施策内容等	担当課
46	放課後児童健全育成事業	○ 昼間、保護者が家庭にいない児童を学校の放課後に預かり、健全で充実した生活が送れるよう、遊びの指導や生活指導等を行っています。 ○ 今後、障害児受入れについての検討を進めます。	こども支援課
47	児童センターでの放課後児童健全育成	○ 家庭の持つ機能を補完しつつ、児童の発達を援助することを目的とした意図的な遊びの場（児童センター）を通じて、健全育成を援助します。 ○ 学童保育が充実し、児童センターの来館者数が減少する中、限られた予算内で児童生徒の興味関心に合わせた活動を提供します。	教育課
48	【新規】 児童育成支援拠点事業	○ 養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。 ○ 対象家庭、児童の早期発見やアウトリーチ的支援のあり方等について検討を進めます。	こども支援課

(2) 地域活動等を通じた学びと自立心の育成

【現状と課題】

- ✚ こどもが成長していくなかで、様々な活動をとおして得られる体験は非常に重要なものと考えられます。豊かな心や自立心を育むためには、異学年のこどもや年配者等の年代の違う地域の人々と一緒に交流する社会体験活動や学校外活動等の様々な体験をしていくことが大切です。
- ✚ 実施場所の確保、専門性を有する人材の確保、こどもたちのニーズを踏まえた活動内容等が事業を実施していくうえで重要と考えられます。

【基本施策】

No	施策・事業名	施策内容等	担当課
49	体験活動	○こどもたちにとって価値ある体験活動（キャンプ、自然体験等）に継続的に取り組みます。 ○参加人数を増やすため魅力的な体験活動の開発を進めます。	教育課
50	【新規】 図書館イベント	○図書館に興味を持つ利用者を増やすため、こども自身の読書活動や、本を通じたコミュニケーション促進につながるイベントを開催します。 ○中学生以上の参加者が少ないため、学校との連携をより密にする等、開催方法や内容を中高生向けに絞った企画立案をします。	教育課



こどもを野に放て！AI時代に問われる力

解剖学者の養老孟司氏は、「現代社会は、感覚から入るものを軽視しがちで、勉強すれば頭に入っている…が、それ以前に自然の中で感覚を磨くことが非常に重要」とし、こどもたちの生活において、目で見ると、耳で聞く、手で触る、鼻で嗅ぐ、舌で味わうという身体感覚の五感を「入力」として意識し、それを受け「出力」として身体を動かす経験を大事にすべきといいます（養老孟司・中村桂子・池澤夏樹、編者 春山慶彦[20245]『こどもを野に放て！ AI時代に生きる知性の育て方』、集英社、P15-16）。

確かに、AI時代の今、Webで検索すればすぐに解答は導き出せるように思えます。ですが自ら答えのない問を考え、解決しようとする力は、人間の思うとおりにならない自然との対峙や格闘を通じ生まれてくるのかもしれない。

AI時代にこそ大事な、答えのない問を考え、解決しようとする力、本市でも様々な体験活動等を通じ、こどもたちにしっかり身に着けてほしいと考えています。

(3) 家庭や地域の「教育力」の向上

【現状と課題】

- ✚ 核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化等に伴い、家庭や地域の子育て力の低下が指摘されています。子育て世帯の孤立孤独を防ぐためにも、地域での見守り充実させていくとともに身近な場所で相談や情報提供、助言等必要な支援を受けられる場が必要です。
- ✚ 本来、こどもは親の愛情や家族の絆に支えられ、家庭生活の中で基本的な生活習慣や社会的な規範を身につけていくものであり、親もまた、子育てを通して、親として成長していく存在です。
- ✚ さらに、こども、親双方にとっても、地域の中で多くの人と接し、支えられ、様々な経験を積み重ねていくことが大切です。このことによって、地域もまた、結びつきと支えあう力を強めていくことができます。

【基本施策】

No	施策・事業名	施策内容等	担当課
51	【再掲】 地域子育て支援拠点事業	○支援センターにて地域の子育て支援に対する育児支援（子育て相談）、ひろば事業の実施、子育てサークルの推進・支援等を行います。 ○支援センターの拠点機能を高めつつ、各機関とのネットワーク化とセンターの広報力向上を進めます。	こども支援課
52	【再掲】 利用者支援事業（子ども家庭センター型）	○こどもやその保護者、妊婦等に対し「にっこりあ」等の身近な場所で子育てなどに関する情報提供や相談・助言等の支援を行います。 ○妊婦や全てのこどもと家庭に対して個々の家庭に応じた支援まで切れ目なく対応します。	こども支援課
53	【新規】 親子関係形成支援事業	○こどもとの関わりや子育てに悩み・不安を抱えた保護者が親子の関係性や発達に応じた関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、ペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。 ○対象家庭に対するアウトリーチ的支援のあり方等について検討を進めます。	こども支援課

基本目標 4. こどもを育てやすい地域・社会環境づくり

(1) 子育てに対する経済的支援

【現状と課題】

- ✚ 一般的に少子化の一因として、「出生力の低下」がいられています。その背景には、将来に対する経済的不安が考えられ、このことは、ニーズアンケート調査等からも推察されます。しかし、こどもは、次世代につながる地域の大事な「宝」であり、活力の源であるため、子育てに対する経済的不安を軽減する必要があります。
- ✚ さらに、経済的な困窮による教育機会の喪失によって将来が閉ざされるといったことは決してあってはなりません。こどもの貧困対策は多面的・重層的な課題であることから、既存計画との連携・活用を図りながら、取組を進めていく必要があります。

【基本施策】

No	施策・事業名	施策内容等	担当課
54	児童手当	○児童（0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子）の養育者に対して、手当を支給し、経済的な支援を行います。 ○要綱等に即して支給するとともに、制度の周知を図ります。	こども支援課
55	第3子以降子育て応援給付金	○満1歳～6歳のこどもを含む3人以上のこどもを養育する保護者等の子育てを応援するため、給付金を支給します。 ○制度の周知を図りつつ、適正支給に努めます。	こども支援課
56	第2子以降に対する保育料の助成	○第2子以上を生み育てようとする世帯について、第2子以降（第2子については所得制限有）の3歳未満児の保育料を無料化します。 ○制度の周知を図りつつ、適正支給に努めます。	こども支援課
57	児童扶養手当の支給	○母子・父子家庭等の児童の養育者に対して児童扶養手当を支給し、経済的な支援を行います。 ○要綱等に即して支給するとともに、制度の周知を図ります。	こども支援課
58	特別児童扶養手当の支給	○20歳未満で身体や知的、または精神に障害をもつ児童を監護している父、若しくは母等に対し、手当を支給します。 ○制度の周知を図りつつ、適正支給に努めます。	社会福祉課
59	【新規】幼稚園・保育所等給食費無償化事業	○幼稚園・保育所等に通う国や県の減免制度の対象外のこどもの保護者に対して給食費の無償化を行います。 ○事業が継続的に実施されるように、財源確保に努めます。	こども支援課 教育課

No	施策・事業名	施策内容等	担当課
60	【新規】 学校給食無償化事業	○公立の小中学校に在籍する児童生徒の学校給食費を無償とします（市補助 1/2、県補助 1/2）。 ○補助事業が継続的に実施されるように要望を続けるとともに、財源確保に努めます。	教育課
61	実費徴収に係る補足給付を行う事業	○保育料以外に保育所・幼稚園が実費徴収する場合、低所得者等への負担を軽減する補助を行います。 ○制度の周知を図りつつ、適正支給に努めます。	こども支援課 教育課
62	小児インフルエンザ予防 接種助成	○中学 3 年生までのこどもを対象に、インフルエンザ予防接種の助成を行います。 ○予防接種の啓発とともに、感染予防のため手洗い・栄養・睡眠の知識啓発に努めます。	こども支援課
63	子ども医療助成事業	○小学生・中学生・高校生の保険診療による医療費の自己負担分を助成します。 ○制度の周知を図りつつ、適正支給に努めます。	こども支援課



国における「こども未来戦略」の動向

2023 年 12 月、「こども未来戦略」が閣議決定されました。こども未来戦略とは、こども・子育て政策を抜本的に強化するための戦略です。この戦略では、「若者・子育て世代の所得を増やす」「社会全体の構造や意識を変える」「すべてのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」の 3 つの視点が盛り込まれています。

これらの戦略における主な施策に、子育てにかかる経済的な支援の強化があります。2024 年 10 月には児童手当制度の拡充が決定され、所得制限の撤廃、支給給期間の延長（高校生年代まで）、第 3 子以降の支給額の増額、2 ヶ月に 1 回の支給への変更が行われました。さらに妊娠・出産時からの支援強化として、10 万円相当の経済的支援を行う「出産・子育て応援交付金」が 2025 年度制度化の予定です。また出産育児一時金の引き上げによる出産費用の軽減、大学等の高等教育における負担軽減の拡大、公営住宅等の優先入居等を盛り込んだ子育て世帯への住宅支援などの施策も盛り込まれました（こども家庭庁長官官房総務課支援金制度等準備室「こども・子育て支援について」令和 6 年 1 月 19 日資料、P1）。2024 年度からの 3 年間で集中的に取り組むべき施策を盛り込んだこの戦略は、3.6 兆円程度の予算規模で実行される予定です。

日本の家族関係社会支出（こども・子育て分野への支出）における対 GDP 比の国際比較で見れば、スウェーデン 3.42%、フランス 2.71%、ドイツ 2.42%、イギリス 2.41%に対し、日本 1.74%（いずれも 2019 年）であり、OECD 諸国平均から見ても低水準と言われてきました。今後の戦略の効果的实施により、国際的にも日本がこども・子育て分野への支出につき、他国と競合できるような時代がくるかもしれません。

(2) こどもと子育て家庭を理解する地域づくり・ネットワークの展開

【現状と課題】

- ✚ こどもは、次世代につながる地域の大事な「宝」であり、活力の源であるため、保護者をはじめ地域住民や関係者が参加してともに考える機会の創設、こどもを育てることを地域全体で応援する意識を醸成する必要があります。
- ✚ その中で、ファミリー・サポート・センター事業は、子育て支援を通じた地域のつながりを再構築する役割を果たしており、地域住民参加による子育て支援施策として高い評価を得ています。
- ✚ また、地域の子育て支援団体のみならず、市民や行政、専門機関等が各々連携するために、情報共有や連携・交流ができる場を設けるなど、地域における子育て支援のネットワークづくりを推進させることが重要です。

【基本施策】

No	施策・事業名	施策内容等	担当課
64	男女共同参画推進事業	○男女共同参画団体による子育て支援プロジェクトや各種講座の実施、仕事と生活の調和に関する講座や周知啓発を行います。 ○性別による役割分担の固定観念解消、子育てに地域ぐるみで取り組む必要性、子育てに男女が関わることの意義等、意識啓発に取り組みます。	社会福祉課
65	児童ふれあい交流促進事業	○地域住民や関係機関との連携を通して、様々な内容での世代間交流事業を実施します。 ○地域住民との交流を促し、地域全体でこどもを育てるという意識作りを行います。	こども支援課
66	ファミリー・サポート・センター	○こどもを預けたい者と援助を行うことを希望する者が会員になり、地域において有料の預かりサービスを行います。 ○引き続きスタッフ会員の確保を進めます。	こども支援課
67	相談窓口の連携	○社会福祉課・こども支援課・教育課で連携した相談体制を確保し、子育て家庭への情報提供等も総合的に連携を行います。 ○関係機関との連携を進めます。	社会福祉課 こども支援課 教育課
68	幼稚園・保育所等と小学校との連携	○未就学児が小学校に入学するときに感じる段差を解消するため、幼稚園・保育所等と小学校の連携を行います。 ○関係する組織間で協議・連携ができる環境作りを進めます。	社会福祉課 こども支援課 教育課
69	学校・家庭・地域の連携強化	○学校や地域における教育の活性化を図るとともに、地域全体で子育てを支援することが重要だと考え、地域に貢献する意欲と熱意をもった市民の教育活動への参加を促進します。 ○地域の交流やコミュニティスクールの活動の充実を通して、教育力の向上を図ります。	社会福祉課 こども支援課 教育課

No	施策・事業名	施策内容等	担当課
70	地域共育コミュニティ形成 促進事業	○学校・家庭・地域が各々の役割と責任を果たしながら、相互に連携協力し、こどもの豊かな育ちと学びを支える教育基盤「地域共育コミュニティ」の形成を促進するとともに、地域住民等による学校支援活動や家庭教育支援活動等の積極的な教育支援活動を支援します。 ○訪問型家庭教育支援事業を本市に合わせた方法で実施できるように検討します。	教育課



(3) こどもたちの安全確保

【現状と課題】

- ✚ 近年、こどもが巻き込まれる様々な犯罪が多発し、安全に対して不安がある状況です。街路灯の減少、施設の老朽化、道路条件の悪い箇所、公園遊具の整備不良等が点在しているため、不安だという意見もあります。子育て世帯にとって身近な生活環境である道路や施設に対して改修、バリアフリー化等の適切な維持管理を行い、安全で利用しやすい環境づくりに努める必要があります。
- ✚ また、地域社会の目が及びにくい場面でも適切な対応ができるように、こども自身が対応できるための知識や能力を身につけるための被害防止教育も必要となっています。特に、こどもがインターネットや SNS 等を使用することについて、トラブルの発生や有害な情報の危険性に関する知識の普及や啓発が必要です。

【基本施策】

No	施策・事業名	施策内容等	担当課
71	交通安全教育の推進	○こどもたちに交通ルール、人命の尊重等、交通安全意識を高めるため、警察等関係機関と連携し、交通安全教室（講話・ビデオ・実地訓練等）の計画的かつ適切な実施に努めます。 ○交通安全教室や街頭指導等を通して、こどもたちに交通ルールや命の大切さ、交通安全への意識を高めます。	市民環境課 教育課
72	子どもたちの安全を確保するための見守り事業	○警察等関係機関と連携して「御坊市地域子ども見守りネットワーク」、「御坊市安全安心パトロール隊（青パト）」や「セーフティガード」による市内の見守り活動を促進します。 ○関係団体と連携の上、引き続きこどもたちの見守り活動を実施します。	市民環境課 教育課
73	遊具等の安全対策の推進	○事故を未然に防ぐため、日常点検や定期点検を行い、必要に応じ、使用方法の注意、補修措置を講じ、安全確保に努めます。 ○安全対策を図るとともに各種遊具等の計画的な修繕又は撤去について検討します。	こども支援課 教育課 産業振興課
74	インターネットや SNS 等の正しい活用方法の周知・啓発	○各学校において児童生徒、時には保護者に対し県教育委員会、民間企業、警察等関係機関と連携してインターネットや SNS の正しい使い方を身につけるよう啓発します。 ○学校、家庭、地域が連携して取り組む情報モラルの学習方法を検討します。	教育課

基本目標 5. 社会的な支援が必要なこどもとその家庭への支援

(1) 児童虐待防止対策の充実

【現状と課題】

- ✚ こどもに対する悲惨な事件が多発しています。こどもを一人の人間として尊重し、人権を守るため、こどもの人権についての啓発を行い、併せて児童虐待が起こらない意識づくりを図る必要があります。虐待を受けた児童をはじめ、きめ細やかな対応が必要な家庭や児童に対応できる体制づくり（発見・支援）が重要です。
- ✚ 児童虐待を防止し、発見した場合に迅速で適切な措置が講じられるように関係機関等の連携を密にした情報の共有化等のネットワーク強化が必要です。さらに、親子分離が必要な場合には、一時保護も含む代替養育のあらゆる段階において、こどもの権利を考慮する必要があります。

【基本施策】

No	施策・事業名	施策内容等	担当課
75	要保護児童対策地域協議会の充実	○ 要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童に対する支援を行います。 ○ 個別ケース会議、代表者会議、実務者会議の適切な運営、情報の共有を進めます。	こども支援課
76	【新規】子育て世帯訪問支援事業	○ 家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。 ○ 対象家庭、児童の早期発見や専門的支援員の確保、支援のあり方等について検討を進めます。	こども支援課

(2) ひとり親家庭等に対する支援

【現状と課題】

- 
 ひとり親家庭は、本市でも一定数存在しています。家族形態が多様化する中、ひとり親家庭では、子育てと生計の担い手という役割を一人で担うことになり、経済的・精神的に不安定なため、いわゆる「貧困」状態に陥りがちです。ひとり親家庭の支援には、就労支援、子育て・生活支援、養育費確保など総合的な支援策の展開が必要となります。
- 
 また、ひとり親家庭をはじめとした生活困窮者家庭のこどもは、生まれ育つ家庭の経済状況等に左右されやすいため、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備や保護者への生活支援等を既存施策との連携・活用を図っていく必要があります。

【基本施策】

No	施策・事業名	施策内容等	担当課
77	【再掲】 児童扶養手当の支給	○母子・父子家庭等の児童の養育者に対して児童扶養手当を支給し、経済的な支援を行います。 ○要綱等に即して支給するとともに、制度の周知を図ります。	こども支援課
78	母子・父子自立支援給付金 事業	○母子・父子家庭の母・父の自立に向け、雇用の安定・就職の促進を図るため、ひとり親に対し給付金を支給します。 ○要綱等に即して支給するとともに、制度の周知・啓発を図ります。	こども支援課
79	母子・父子・寡婦福祉資金の 貸付制度	○母子・父子家庭の母・父及び寡婦が扶養する児童等の修学に必要な資金等、経済的自立のために必要な資金の適切な貸付及び貸付制度に関する情報提供を行います。 ○要綱等に即して貸し付けるとともに、制度の周知・啓発を図ります。	こども支援課
80	母子・父子自立支援員に よる相談	○母子・父子自立支援員が就業や生活に関する相談に応じ、相談者のニーズを把握し、適切な情報提供と支援に努めます。 ○ハローワークとの連携をしつつ、母子・父子自立支援員の専門的な相談・支援を進めます。	こども支援課
81	ひとり親家庭医療費助成	○ひとり親家庭への保険診療による医療費の自己負担分を助成します。 ○制度の周知を図りつつ、適正支給に努めます。	こども支援課
82	生活困窮家庭に対する支援	○生活困窮家庭の児童・保護者に対して、学用品や給食費の一部を援助する等の経済的な支援を行います。 ○制度の周知を図りつつ、適正支給に努めます。	こども支援課 教育課

(3) 障害のあるこどもの自立支援

【現状と課題】

- ✚ 障害のあるこどもの育ち・自立支援を推進していくには、療育・教育・社会における参加の場を広げ、生活支援サービスの利用を展開していくことが重要です。計画としての支援施策は充実してきていますが、専門的な対応ができる施設や人材の不足、一部の関係機関との連携不足は否めません。
- ✚ また、障害のある児童の家庭に対して支援制度の周知を図り、経済面・精神面の両面からの支援を実施することや障害の程度に応じた細やかな支援ができるよう研修等を通じて、事業従事者の資質向上を図ることも必要です。

【基本施策】

No	施策・事業名	施策内容等	担当課
83	障害児保育	○こどもの発達の特長や課題を把握し、各専門機関と連携を強化して対応するとともに、障害児加配保育士の適切な配置により、統合保育の充実を図ります。 ○加配保育士の確保・増員を図ります。	こども支援課
84	特別支援教育	○障害の有無にかかわらず、共に学び、成長できるよう就学相談と教育環境の整備を図ります。 ○教育・福祉・保健に関わる各機関の連携を一層図ります。	教育課
85	児童発達支援事業	○市が必要と認めた未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活等、ひとりひとりのこどもの発達に応じた生活習慣や身辺自立に必要な基本的な動作が習得できるよう支援します。 ○障害を持つ児童の早期発見とサービスの利用促進を図ると共に、児童発達支援センター等の支援施設と連携して支援を行います。	社会福祉課
86	養育支援訪問事業	○養育支援が必要な家庭に対して、保健師・助産師・看護師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する相談指導・助言等の支援を行います。 ○実質的には「利用者支援事業」で対応し、サービスの利用促進を図ります。	こども支援課
87	放課後等デイサービス事業	○市が必要と認めた就学児童に対し、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な社会との交流促進などを支援します。 ○ニーズを考慮しつつ、サービスの利用促進を図ります。	社会福祉課
88	肢体不自由児通園事業	○身体に障害のある児童に対して、将来、独立して生活ができるように機能訓練及び生活指導並びに保護者に対し家庭における訓練指導の技術を指導します。 ○県内で対応施設の確保に努めます。	社会福祉課

No	施策・事業名	施策内容等	担当課
89	【新規】 医療的ケア児の支援	○在宅医療が必要なこどもに対し、訪問看護など医療的なサービスが受けられるよう支援します。 ○相談・支援を行える体制を維持します。	社会福祉課 こども支援課



（４）関わりが必要な子どもと家庭への支援

【現状と課題】

- ✚ 不登校・ひきこもりなど問題を抱えた家庭が増加しています。きめ細やかな支援が必要な家庭や児童に対応できる体制づくりが重要です。
- ✚ 社会的養護（関わりが必要な子どもと家庭への支援）には、福祉、教育、保健、医療、警察等の関係機関と連携しつつ、保護者（親）への子育てに関する教育・支援をはじめ、子どもの将来を見据えながら解決への取組に努めていく必要があります。

【基本施策】

No	施策・事業名	施策内容等	担当課
90	関わりが必要な児童への支援の取組	○支援が必要な家庭への児童養護育成支援対策をこども支援課が中心となり、関係機関と連携し、支援に努めます。 ○ヘルパー支援等の人材の確保が必要で、水面下での情報連携が必要となる場合が多く、慎重なケースワークが必要です。	こども支援課
91	ひきこもり支援	○義務教育終了後の生徒に対し、関係機関等と連携をしながら、ひきこもり支援を進めます。 ○全年代に関わる問題であり、複合的な問題を抱えるケースも多々あり、庁内で連携を進めます。	社会福祉課 こども支援課 教育課
92	不登校支援	○不登校の子どもへの対策を明確にして対応力を高め、個々への対応と長期的視点での取組、保護者の教育や子育てに係る意識変革を含めた取組を図ります。 ○家庭への働きかけや福祉事務所・保健所・児童相談所等の関係機関との連携や統一した取組体制整備を図ります。	教育課
93	教育支援センターの運営	○家庭と学校の間隔的な存在又は心の居場所として、不登校児童生徒が自信と元気を回復する場所を提供します。そのために学校と連携しながらこどもや保護者への支援・指導を継続して行います。 ○問題が多様化しており、他機関との連携をより一層進めます。	教育課
94	家庭児童相談室の相談・指導	○「家庭児童相談室設置運営要綱」を早急に作成し、要綱に沿った対応を推進します。 ○家庭児童相談室を中心に教育・保健・医療の各機関との連携や取組体制を進めます。	教育課
95	【再掲】 家庭支援推進保育	○保育上の配慮が必要な子どもに対して家庭支援保育士が中心となり児童と保護者への支援業務を行います。 ○要支援家庭が増加傾向にあり、今後も支援が必要な方に家庭訪問を行います。	こども支援課

No	施策・事業名	施策内容等	担当課
96	【再掲】 子育て世帯訪問支援事業	○家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。 ○対象家庭、児童の早期発見や専門的支援員の確保、支援のあり方等について検討を進めます。	こども支援課
97	【再掲】 児童育成支援拠点事業	○養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える課題に応じた生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。 ○対象家庭、児童の早期発見やアウトリーチ的支援のあり方等について検討を進めます。	こども支援課



こころの学校健診
「こころの学校健診」をご存じですか？医療と教育が連携し、思春期における心身の不調に対し早期把握とアプローチを行う活動です。和歌山県下では国立病院機構 南和歌山医療センター（研究代表：土生川千珠 医師）により研究が進められており、本市でも「こころの学校健診」の取組みが始まっています。「こころの学校健診」は、文部科学省のウェブサイトにも掲載されています。 「こころの学校健診」では、小学４年～中学３年の児童・生徒に、タブレット端末を利用し、心と体の困りごとを尋ねるアンケートを行い、不調が疑われる場合は、保護者を通じ学校医やかかりつけ医らへの受診を促し、必要に応じ専門医らにつなげる取り組みです。医師の診察により、今まで見つかっていなかった身体の病気がみつき、命が守られたお子さんもいます。「こころの学校健診」の追跡研究では、１年後に児童・生徒の生活リズムや心と体の状態が改善しており、診察を重ねるごとに児童の欠席日数が減っていく結果も得られています。 思春期は、こころのつらさが身体症状へつながりやすく、保護者が知らないことが増える成長期にあります。そのため、児童・生徒が感じている「良く眠れない・朝起きられない・頭痛・腹痛・疲れやすい」等の困りごとを自分で、医師に伝えることで、身体症状への早期医療介入につながり、こころのつらさの治療にもつながっていくといわれます。医療・教育現場が連携した「こころの学校健診」を通じ、本市でも成長途上にあるこどもたちの気持ちを第一に、丁寧に寄り添い続ける支援に取り組んでまいります。

第5章 計画の目標値等

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号で、市町村は、人口、地理的条件、交通事情、その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、「教育・保育提供区域」を定めることとされています。

本市では市内の教育・保育の利用状況等を総合的に判断し、教育・保育提供区域（地域子ども・子育て支援事業も含める。）は、全市とします。

2. 量の見込みの算出

（1）算出の仕方

令和6年2月に実施したニーズアンケート調査の結果をもとに「量の見込み」を算出しています。算出の考え方については、国から示された「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方について」（改訂版 ver. 2）（令和6年10月10日付）による方法を基本に、直近の実績と推計児童数を考慮して算出しています。

（2）基礎データ

平成27年、令和2年の国勢調査、令和5年の住民基本台帳の実績人口、国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）』等をベースに年齢別人口を担当部課内で検討し、第三期の計画期間である令和7～11年の「0～11歳」人口を推計しました。

3. 教育・保育の量の見込みとその確保策

(1) 教育の量の見込み

- 令和5年の利用実績は132人であり、今後の見込み量に対して、現状の提供体制で十分に確保ができる見通しとなっています。
- 2号認定に関しては、「認定こども園」で確保します。

【量の見込み】

(単位：人)	実績	見込み					
	令和5年	令和7年			令和8年		
		1号 3-5歳	2号 3-5歳	合計	1号 3-5歳	2号 3-5歳	合計
① 量の見込み	132	88	50	138	83	47	130
② 確保の内容		120	50	170	120	50	170
②ー① 過不足		32	0	32	37	3	40
幼稚園（園）	5	3			3		
認定こども園（園）	-	1			1		

(単位：人)	見込み								
	令和9年			令和10年			令和11年		
	1号 3-5歳	2号 3-5歳	合計	1号 3-5歳	2号 3-5歳	合計	1号 3-5歳	2号 3-5歳	合計
① 量の見込み	81	46	127	79	45	124	77	44	121
② 確保の内容	120	50	170	120	50	170	120	50	170
②ー① 過不足	39	4	43	41	5	46	43	6	49
幼稚園（園）	3			3			3		
認定こども園（園）	1			1			1		

(2) 保育の量の見込み

- 令和5年の利用実績は446人であり（地域型保育（事業所内保育）、広域利用含む）、今後の見込み量に対して、現状の提供体制で概ね確保ができる見通しとなっています。
- 市内保育所でカバーできないことが想定される0～1歳児については、地域型保育（事業所内保育）及び近隣市町への広域利用を確保することにより対応可能と考えます。

【量の見込み】

(単位：人)	実績 令和5年	見込み							
		令和7年				令和8年			
		2号 3-5歳	3号			2号 3-5歳	3号		
			0歳	1歳	2歳		0歳	1歳	2歳
① 量の見込み	446（※事業所内保育、広域利用含む）	182	23	83	87	173	22	80	84
② 確保の内容		310	25	85	95	310	25	85	95
市内保育所及び認定こども園		310	20	65	95	310	20	65	95
地域型保育			5	10			5	10	
広域利用				10				10	
②ー① 過不足		128	2	2	8	137	3	5	11
保育所（園）	6	6				6			
認定こども園（園）	-	1				1			
地域型保育（ヶ所）	2	2				2			

(単位：人)	見込み											
	令和9年				令和10年				令和11年			
	2号 3-5歳	3号			2号 3-5歳	3号			2号 3-5歳	3号		
		0歳	1歳	2歳		0歳	1歳	2歳		0歳	1歳	2歳
① 量の見込み	169	22	79	83	165	22	78	82	161	22	77	81
② 確保の内容	310	25	85	95	310	25	85	95	310	25	85	95
市内保育所及び認定こども園	310	20	65	95	310	20	65	95	310	20	65	95
地域型保育		5	10			5	10			5	10	
広域利用			10				10				10	
②ー① 過不足	141	3	6	12	145	3	7	13	149	3	8	14
保育所（園）	6				6				6			
認定こども園（園）	1				1				1			
地域型保育（ヶ所）	2				2				2			

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとその確保策

■時間外保育事業（延長保育事業）

○ 令和5年の利用実績は 1,535 人日／年であり、今後の見込み量に対して現状の提供体制を維持することで、十分に確保ができる見通しとなっています。

【量の見込み】

(単位：人日／年)	実績	見込み				
	令和5年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
① 量の見込み	1,535	1,316	1,260	1,239	1,217	1,196
② 確保の内容		2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
②－① 過不足		684	740	761	783	804
箇所数（ヶ所）	6	6	6	6	6	6

■放課後児童健全育成事業（学童保育）

○ 令和5年の利用実績は 212 人であり、今後の見込み量に対して現状の提供体制でも、一定の確保は可能と考えられます。ただし、運用方法を地区・学年単位で検討しておく必要があります。

【量の見込み】

(単位：人)	実績	見込み				
	令和5年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
① 量の見込み	212	258	245	233	223	211
1年生		76	71	68	65	61
2年生		82	78	74	70	67
3年生		55	52	50	48	45
低学年計		213	201	192	183	173
4年生		23	22	21	20	19
5年生		14	14	13	13	12
6年生		8	8	7	7	7
高学年計		45	44	41	40	38
② 確保の内容		240	240	250	250	250
低学年		190	190	190	190	190
高学年		50	50	60	60	60
②－① 過不足		▲18	▲5	17	27	39
箇所数（ヶ所）	8	8	8	9	9	9
学校区（校区）	5	5	5	6	6	6

■子育て短期支援事業（ショートステイ）

- 市内に施設がないこともあり、利用実績が少数です。また、今後の見込み量についてもニーズが無い結果となっています。しかし、緊急時に利用できるセーフティーネットとして施設立地市町と協議・契約のうえ、一定数を確保しています。

【量の見込み】

(単位：人日／年)	実績	見込み				
	令和 5 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
① 量の見込み	12	0	0	0	0	0
② 確保の内容		20	20	20	20	20
②－① 過不足		20	20	20	20	20
箇所数（ヶ所）	4	4	4	4	4	4

■地域子育て支援拠点事業

- 令和 5 年の利用実績は 98 人（組）回／月であり、今後の見込み量に対して現状の提供体制を維持することで、十分に量の見込みを確保ができるものと考えています。
- 拠点施設での確保が困難な場合でも、出張型事業等により見込み量に対応することが可能と考えられます。

【量の見込み】

(単位：人（組）回／月)	実績	見込み				
	令和 5 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
① 量の見込み	98※	144	139	138	137	135
② 確保の内容		140	140	140	140	140
②－① 過不足		▲ 4	1	2	3	5
箇所数（ヶ所）	1	1	1	1	1	1

※保護者の人数を含むと 201 人回／月

■一時預かり事業

《幼稚園型》

- 令和5年の利用実績は 5,126 人日／年であり、今後の見込み量に対して現状の提供体制を維持することで、十分に確保ができるものと考えています。

《幼稚園型以外》

- 令和5年の利用実績は 166 人日／年であり、今後の見込み量に対して現状の提供体制を維持することで、一定程度の確保ができるものと考えています。

【量の見込み（幼稚園型）】

(単位：人日／年)	実績	見込み				
	令和5年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
① 量の見込み	5,126	4,162	3,951	3,857	3,775	3,681
② 確保の内容		5,200	5,200	5,200	5,200	5,200
②－① 過不足		1,038	1,249	1,343	1,425	1,519
箇所数（ヶ所）	5	3	3	3	3	3

【量の見込み（幼稚園型以外）】

(単位：人日／年)	実績	見込み				
	令和5年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
① 量の見込み	166	130	124	123	121	120
② 確保の内容		160	160	160	160	160
保育所		160	160	160	160	160
保育所以外		—	—	—	—	—
②－① 過不足		30	36	37	39	40
箇所数（ヶ所）	1	1	1	1	1	1

■病児・病後児保育事業（市内利用）

- 令和5年の利用実績（市内利用）は359人日／年であり、今後の見込み量に対して現状の提供体制（広域利用分含む）の維持で、十分に確保できる見通しとなっています。
- また、仮に広域利用人数が現在の2倍程度に増加しても、年間をとおしてみると、十分に量の見込みを確保できるものと考えています。

【量の見込み】

（単位：人日／年）	実績	見込み				
	令和5年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
① 量の見込み	359	278	266	260	255	250
② 確保の内容		1,560	1,560	1,560	1,560	1,560
②－① 過不足		1,282	1,294	1,300	1,305	1,310
箇所数（ヶ所）	1	1	1	1	1	1

■子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

- 令和5年の利用実績は483人日／年であり、今後の見込み量に対して現状の提供体制では、確保できない見通しとなっています。
- 計画期間内に運営団体の提供体制を強化（事務局スタッフ、提供会員の確保等）することにより、量の見込みを確保していくことを考えます。

【量の見込み】

（単位：人日／年）	実績	見込み				
	令和5年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
① 量の見込み	483	1,083	1,035	987	941	896
未就学		35	34	33	33	32
小学校（低学年）		677	640	611	582	554
小学校（高学年）		371	361	343	327	310
② 確保の内容		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
未就学		200	200	200	200	200
小学校（低学年）		400	400	400	400	400
小学校（高学年）		400	400	400	400	400
②－① 過不足		▲83	▲35	13	59	104
箇所数（ヶ所）	1	1	1	1	1	1

■妊婦健診事業

- 今後の見込み量に対して現状の提供体制を維持することで、充分に見込み量を確保できる見通しとなっています。

【量の見込み】

(単位：人)	実績	見込み				
	令和 5 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
① 量の見込み	112	98	97	96	95	94
② 確保の内容		98	97	96	95	94
②－① 過不足		0	0	0	0	0
健診回数（回）	14	14	14	14	14	14

■乳児家庭全戸訪問事業

- 今後の見込み量に対して現状の提供体制を維持することで、充分に見込み量を確保できる見通しとなっています。

【量の見込み】

(単位：人)	実績	見込み				
	令和 5 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
① 量の見込み	117	101	98	97	96	95
② 確保の内容		101	98	97	96	95
②－① 過不足		0	0	0	0	0

■養育支援訪問事業

- 令和 4 年度中途からほぼ同様の支援を行う「子ども家庭総合支援拠点事業」へ移行しており、代替事業の提供体制により見込み量に対応できるものと考えています。

【量の見込み】

(単位：世帯)	実績	見込み				
	令和 5 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
① 量の見込み	4	4	4	4	4	4
② 確保の内容		4	4	4	4	4
②－① 過不足		0	0	0	0	0

■利用者支援事業

- 利用者支援事業については、今後の見込み量に対して現状の提供体制（令和6年からは「母子保健型」から「こども家庭センター型」へ移行）を維持することで、充分に対応できるものと考えています。

【量の見込み（こども家庭センター型）】

(単位：ヶ所)	実績	見込み				
	令和5年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
① 量の見込み	1	1	1	1	1	1
② 確保の内容		1	1	1	1	1
②ー① 過不足		0	0	0	0	0

■実費徴収に係る補足給付を行う事業

- 保育料以外に幼稚園・保育所が実費徴収する場合、低所得者等への負担を軽減する補助等を必要に応じて検討・実施していきます。

■多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

- 教育・保育に対するニーズを注視しながら、必要に応じて新規の事業者の参入について支援を行っていきます。

■乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

- 現状の教育・保育提供体制を前提に考えると、各施設で通常の在籍者に毎日1～2人追加のイメージなので、数字上では現状の提供体制でも対応可能と考えられます。ただし、直近の0歳・1歳児の保育所定員等を考慮すると、余裕があるとは言えない状況にあります。
- また、各施設で短時間単位（1時間程度）での預かりが複数あった場合や一施設に集中した場合の対応等の運営方法を本格実施前に十分に検討しておく必要があります。

【量の見込み】

(単位：人/日)		実績	見込み				
		令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年	
① 量の見込み			8	8	7	7	7
	0 歳		5	5	4	4	4
	1 歳		2	2	2	2	2
	2 歳		1	1	1	1	1
	② 確保の内容		8	8	7	7	7
0 歳	5		5	4	4	4	
1 歳	2		2	2	2	2	
2 歳	1		1	1	1	1	
②－① 過不足			0	0	0	0	0
箇所数（園）			10	10	10	10	10

■子育て世帯訪問支援事業

- 今後の見込み量に対して事業単独での確保策を提示することが困難なため、類似事業との組み合わせ等（乳児家庭全戸訪問事業、児童相談、親子形成支援事業等）により提供体制を整備することをめざします。

【量の見込み】

(単位：人)	実績	見込み				
	令和 5 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
① 量の見込み		112	108	104	101	98
② 確保の内容		110	110	110	110	110
②－① 過不足		▲2	2	6	9	12

■児童育成支援拠点事業

- 今後の見込み量に対して現状の提供体制では事業の対象である高校生の確保策を提示することが困難なため、計画期間内に提供体制を整備することをめざします。

【量の見込み】

(単位：人)	実績	見込み				
	令和 5 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
① 量の見込み		18	17	17	17	15
② 確保の内容		10	10	10	15	15
②－① 過不足		▲8	▲7	▲7	▲2	0

■親子関係形成支援事業

- 今後の見込み量に対して事業単独での確保策を提示することが困難なため、類似事業との組み合わせ等（児童相談、子育て世帯訪問支援事業等）により提供体制を整備することをめざします。

【量の見込み】

(単位：人)	実績	見込み				
	令和 5 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
① 量の見込み		112	108	104	101	98
② 確保の内容		110	110	110	110	110
②－① 過不足		▲2	2	6	9	12

■妊婦等包括相談支援事業

- 今後の見込み量に対して現状の提供体制（こども家庭センター）を維持することで、充分に見込み量を確保できる見通しとなっています。

【量の見込み】

(単位：人回)	実績	見込み				
	令和 5 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
① 量の見込み		294	291	288	285	282
② 確保の内容		294	291	288	285	282
②－① 過不足		0	0	0	0	0

■産後ケア事業

- 今後の見込み量に対して現状の提供体制（宿泊型、デイサービス型、アウトリーチ型）を維持することで、充分に見込み量を確保できる見通しとなっています。

【量の見込み（宿泊型）】

（単位：人日）	実績	見込み				
	令和 5 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
① 量の見込み	9	8	8	8	8	7
② 確保の内容		8	8	8	8	7
②－① 過不足		0	0	0	0	0

【量の見込み（デイサービス型）】

（単位：人日）	実績	見込み				
	令和 5 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
① 量の見込み	50	60	58	57	57	56
② 確保の内容		60	58	57	57	56
②－① 過不足		0	0	0	0	0

【量の見込み（アウトリーチ型）】

（単位：人日）	実績	見込み				
	令和 5 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
① 量の見込み		5	5	5	5	5
② 確保の内容		5	5	5	5	5
②－① 過不足		0	0	0	0	0

第6章 計画の推進体制

1. 推進体制の強化・充実

（１）庁内における各部署の連携強化

本計画に関連する部課は、主担当課の社会福祉課だけでなく広範囲にわたっています。

そのため、本計画を総合的・計画的に推進するため、庁内各関係部局との綿密な情報交換と連携した行動を強化します。

（２）地域における推進体制

地域における子育て支援の推進を図るためには、市役所等の行政組織だけでなく、子育てに関係する民間団体及び地域住民の協力が不可欠です。

そのため、市民に対して積極的に情報を提供していくとともに、その主導的な役割を担う主な各種団体・機関等との連携により、子育て環境の充実した地域社会づくりのための推進体制の充実を図ります。

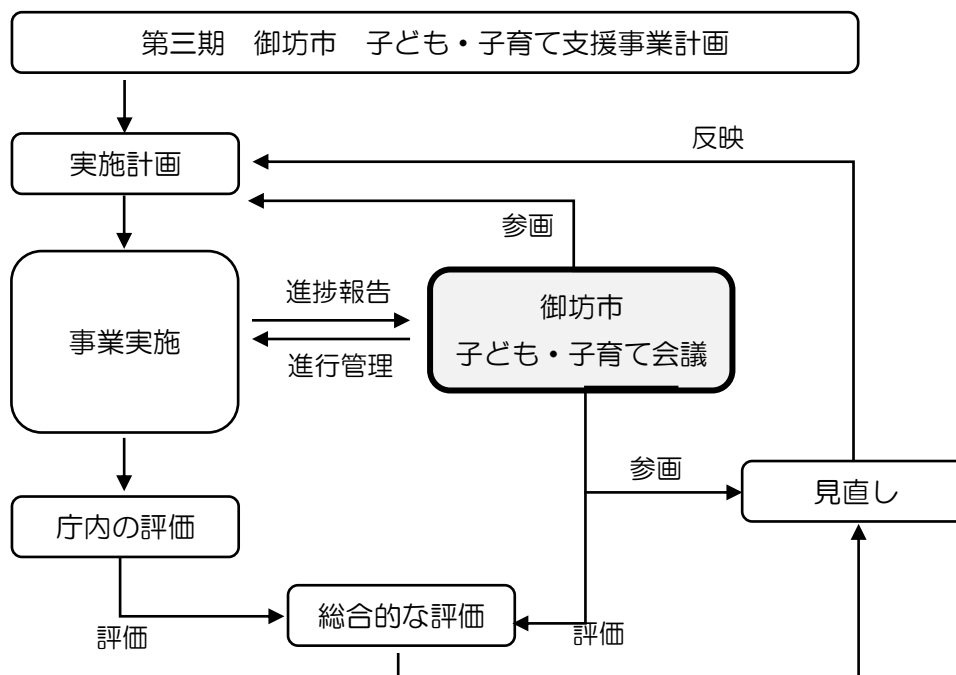
（３）国・県との連携

総合的かつ効果的な子育て支援対策の推進を図るため、市民ニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い子育て支援となるよう、国・県との連携を図るとともに、必要な支援措置並びに行財政上の措置等を要請していきます。

2. 計画の点検・評価

本計画を市民とともに推進していく体制を確保するため、市民参画により構成される「御坊市子ども・子育て会議」において、計画の進捗状況に関する情報の共有化と施策・事業の評価、また円滑な実施に向けての提言をいただくとともに、地域における実践につなげる等、住民や関係団体等との協働により計画を推進していきます。

また、大きな修正・変更が必要になった場合は、計画の中間年を目安として計画の見直しを行います。



参考資料

1. 御坊市子ども・子育て会議条例

平成25年9月19日

条例第38号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、御坊市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 法第6条第2項に規定する保護者

(2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（次号において「子ども・子育て支援」という。）に関し学識経験のある者

(3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 子ども・子育て会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選とし、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、社会福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月17日条例第4号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2. 御坊市子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日

◎会長、○副会長

区 分	職 名	氏 名	備 考
学識経験者	名誉教授	桑原 義登	相愛大学
	医師	中井 寛明	中井こどもクリニック
	御坊市民生児童委員 連絡協議会代表	○橋本 英之	
子ども・子育て支援 事業に従事する者	御坊市校長会代表	間野 祐樹	塩屋小学校長
	御坊市公私立幼稚園長 代表	木村 雅代	湯川幼稚園長
	御坊市公私立保育園長 代表	豊田 拓平	しんせい保育園長
	御坊市学童保育所担当	松本 千賀子	特定非営利活動法人 Com子育て環境デザインルーム理事長
こどもの保護者	御坊市 PTA 連合会代表	松村 康平	塩屋小学校育友会
	御坊市公立幼稚園 PTA 連合会代表	古田 勝也	湯川幼稚園保護者会
	御坊市公私立保育園 保護者代表	◎石橋 伸啓	たんぽぽ乳幼児保育園 保護者会

(敬称略、順不同)

計画策定アドバイザー

和歌山大学 経済学部 教授

金川 めぐみ

3. 計画策定経過

年月日	内容
令和6年 1月18日	令和5年度 第1回 御坊市子ども・子育て会議 1) 第3期子ども・子育て支援事業計画事前調査について 2) その他
令和6年2月	子ども子育て支援に関するニーズ調査の実施 ■就学前児童：435/628件（有効回収率：69.3%） ■小学生調査：562/733件（有効回収率：76.7%）
令和6年 5月30日	令和6年度 第1回 御坊市子ども・子育て会議 1) 子ども子育て支援に関するニーズ調査の結果について 2) 子ども・子育て支援事業計画主要施策の実施状況について 3) 第3期子ども・子育て支援事業計画のスケジュールについて 4) その他
令和6年 8月22日	令和6年度 第2回 御坊市子ども・子育て会議 1) 子ども・子育て支援事業計画について〔現況、ニーズ把握、計画構成(案)〕 2) その他
令和6年 11月28日	令和6年度 第3回 御坊市子ども・子育て会議 1) 子ども・子育て支援事業計画について〔計画素案〕 2) その他
令和7年 1月8日～ 22日	パブリックコメントの実施 意見数：0件
令和7年 2月13日	令和6年度 第4回 御坊市子ども・子育て会議 1) 子ども・子育て支援事業計画についての最終確認 2) その他

うまれてよかったまち ごぼう

第三期 御坊市 子ども・子育て支援事業計画

発 行 日：令和 7 年 3 月

編 集・発 行：御坊市 市民福祉部 社会福祉課

〒644-8686

和歌山県御坊市藺350番地2

TEL0738(52)5033